

27港総総第2757号

平成28年2月2日

港区議会みなと政策会議

七戸	淳	様
阿部	浩子	様
なかまえ	由紀	様
杉浦	のりお	様
榎本	茂	様
清家	あい	様
横尾	俊成	様
兵藤	ゆうこ	様
山野井	つよし	様
榎本	あゆみ	様

港区長 武井 雅 昭

平成28年度予算編成に対する提案書について（回答）

平成27年10月30日付け平成28年度予算編成に対する提案書について、別紙のとおり回答します。

一 子育て支援について

① 保育園環境の整備について

1) 待機児童の解消を

今年4月に待機児童は30人にまで減りましたが、10月1日現在では151人となっています。いまだに、兄弟を別々の保育園に通わせている家庭も少なくありません。区の人口推計では、0歳児は平成38年まで増え続け、現在より379人増える予測、0～6歳児でも10年後には約4000人増える推計となっています。そして、実際には、昨年も今年も、0歳児の人口は人口推計を大幅に上回っており、前年より200人以上上回るペースで増えています。日本の社会経済状況を鑑みれば、共働き世帯は増え続け、職住近接を求めて都心区に子育て層が集中する傾向は、長期にわたって続くものと考えられます。一時的な対症療法としてではなく、長期的な視点で、子育て環境の整備に取り組んでいただきたいと思えます。

そのためにも、待機児童ゼロを目指し、待機児童が出てしまった場合には、保育園の代替手段（デンマークで実施されているような、保育園が決まるまでは、行政がベビーシッター代を負担するなど）を提供すべきです。そうやって、はじめて本当に安心して子育てできる環境が整備されたといえると思えます。

保育需要率は、年齢ごとに異なります。今後も引き続き、各年齢の保育需要の動向に注視し、保育定員の確保に向けた取組みを行ってまいります。

また、平成27年度から認可保育園の入園を申し込みながら、認証保育所に通う児童の保護者の方に、認可保育園保育料との差額を助成しております。平成28年度からは、東京都の基準を満たしている認可外保育施設に在園する児童の保護者に対し、保育料負担の均衡を図るため、認可保育園保育料との差額を助成いたします。

2) 一定規模以上の大規模マンションには、保育所の設置を義務付ける条例の制定を

今後も区内では再開発が続く予定で、大規模マンションの建設が見込まれます。港区では「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」の中で「生活利便施設の設置誘導」がうたわれてはいますが、より実効性の高い施策が必要です。行政が義務化しなければ、民間事業者が保育所設置を自ら行うメリットはあまりなく、大手ディベロッパーからも、区の条例制定の必要性について指摘があるほどです。過去に港区で行われた再開発事業の際に、保育所設置を義務付けていたら、公開空地を園庭代わりに使うこともできたし、待機児童を大量に生み出して、子供たちをオフィスビルに押し込めることもなかったのに、と思うケースも多々あります。園庭代わりになる空地がある良質な保育園が整備されれば、子供人

口が減ったとしてもその園は人気を失うことはないでしょうし、マンションの高齢化が進んだ際には介護施設に変更することも可能であり、再開発需要が高い港区の現状を考えれば、条例制定に踏み切るべきではないかと考えます。

区では、より定住性の高い住宅と良好な市街地環境の整備を図るため、「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」を平成3年6月1日に施行したところですが、区の人口が20万人に回復したことを受け、住宅の量的拡大から住宅や住環境の質の向上及び地域特性に応じた市街地形成の推進に寄与するため、当該指導要綱を平成23年10月1日に改正し、子育て支援施設等の生活利便施設の設置誘導に努めております。

これまでの実績を踏まえ、平成27年度から子育て支援施設に地域型保育事業を新たに加えております。現状におきましては、大規模マンションに対して保育所の設置を義務付ける条例の制定は考えておりませんが新たな子育て支援施設等を強く要請してまいります。

今後も、地域に応じた、より効果的な子育て支援施設の設置の誘導方法を検討してまいります。

3) **私立認可保育園担当の職員の配置を**

保育園の半分が民間経営の私立認可保育園になり、今後もその方向で進むものと思いますが、現場からの事故や苦情などの多くが民間経営の保育園に関するものだと思います。区民にとっては、区立も私立も同じ認可保育園であり、区が指導監督を含めサポートする体制をつくる責務があると考えます。「子ども子育て支援新制度」の下で、区に施設の「確認」権限が与えられ、保育園の巡回指導の回数が増えることは大変歓迎すべきものですが、各園への巡回は数年に1度であり、求められているレベルには及びません。民間事業者や現場の園長、保育士の力だけでは、どうにもならないことは多々あり、区の支援が必要です。他の自治体では、私立認可保育園担当の職員を配置しているところもあると聞きます。区内の多くの私立園の園長たちから、「これほど私立保育園のために区が動いてくれない自治体は珍しい」と言われます。対応は、支所の管理課ではなく、こども家庭課が情報を一元化して行うべきです。(全区的に展開している私立認可保育園の民間事業者があり、一括して対応しなければ非効率的だからです)

私立認可保育園に関する声は、各総合支所区民課の窓口寄せられる場合もありますが、私立認可保育園の担当職員及びベテランの保育士を配置しているこども家庭課が中心となって、支援を行っております。

平成28年度からは、こども家庭課の保育士資格を持つ職員などが私立認可保育園を巡回訪問して運営状況を確認し、適切な助言を行うとともに、保育園で抱えている困りごとや相談にも丁寧に応じてまいります。

4) 事故や事件の再発防止のためのシステム構築を

保育園の現場では、さまざまな事故やトラブルが起きています。散歩中に1歳児が公園に置き去りにされたり、児童が保育園から脱走して保護されたり、保育士不足が深刻な状況を事業者が隠していたり、児童への虐待疑惑が起きたり、訴訟に発展しかねないトラブルです。国が保育園での事件・事故の情報共有のサイトを立ち上げましたが、区でも区内で起きたトラブルについては情報を集約し、再発防止のための取り組みや事例を共有するシステムを構築すべきと考えます。多くの民間事業者が港区に新規参入してくる状況が続くことを考えれば、区特有の環境に起因するトラブルもあり、さらに立ち上げの時期に多くの問題が起きるものなので、新規の事業者でも即時に情報を共有できるこうしたシステムの構築が必須と考えます。

区内の保育園で起きたトラブルの情報については、毎月開催する園長会などの機会を通して、事例の共有に努めております。また、新しく開設した保育園の園長に対して、新任園長研修を実施し、トラブルの未然防止に取り組んでおります。

事件・事故の情報共有のサイトの立ち上げにつきましては、今後の研究課題としてまいります。

5) 民間事業者の保育士の確保、雇用の改善に区も努力を

保育士不足が深刻な状況にあり、特に都心部では急速に保育所定員を拡大しているため、一層深刻で、特に芝浦・港南地区で厳しいといたします。事業者としても、地方の自治体に出向き、「保育士募集」のための直接交渉などを行っているようですが、地方は地方で若者を都市部に奪われたくないために、都市部への保育士供給に協力的ではないと聞いています。そのため、港区が先頭に立って、保育士確保策に動いてほしいという要望を受けます。区が東京都の補助事業を活用し、保育士確保のための補助金を補正計上してくださったことは朗報ですが、それだけでは足りない現状があります。

世田谷区では区独自の「保育人材確保サイト」の開設に踏み切り、地方にも出向いて就職相談会を順次実施していく方針だといいます。今後は、自治体間の保育士確保競争が激しくなり、区が積極的に民間事業者の保育士確保の支援をしなければ、私立認可保育園の誘致も困難になることが予想されます。また、保育士の数は足りていても、雇用環境がよくないため、保育士の離職率が高かったり、保護者が不安になるほど保育士の精神状態がよくなかったりする園もあります。若い新人保育士ばかりで不安という園もあります。現場の園長は雇用環境の問題を把握していても、経営本社に意見が言えないというケースもあります。保育士の労働状況を改善することを条件にした区独自の補助金を出すなど、保育士の確保と雇用の改善を促す施策を望みます。

区は、東京都が主催する保育士の就職相談会で、区内私立認可保育園や緊急暫定保育施設の運営事業者の専用ブースを設け、保育士の人材確保に向けた支援を行っております。

また、私立認可保育園の保育士の処遇改善や定着を図るため、平成 27 年度から新たに、計画的な研修の実施など保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援する「保育士等キャリアアップ補助事業」や保育士等宿舍借り上げ支援事業を開始しております。今後も、保育士の処遇改善や確保に向けた支援について検討してまいります。

6) 子育てが一段落した母親たちに、保育現場に入ってもらふ施策の展開を

子供が小学校に入るなどして時間に余裕のできた母親たちに、保育の現場に入ってもらふことは、保護者と子育ての価値観や感覚が近く安心して預けられることや、昨今の社会経済状況から、母親たちの側にも社会復帰のニーズがあることから、双方にとって非常に有益と考えます。高齢者が保育現場に保育補助員として派遣されるケースもありますが、オムツの替え方がわからなかったり、散歩中に子供の手を放してしまったりと、逆に現場が混乱し、保育士に負担がかかるようなので、現役に近い母親たちに保育補助に入ってもらふのが適任と思います。(高齢者に、本の読み聞かせや伝承遊びの教えなどに入ってもらふのは双方に喜ばれます) 現在も、「あい・ぽーと」が、子育てを終えた母親を対象に派遣型シッターサービスの育成を行っているとありますが、「あい・ぽーと」にしても「こむすび」にしても、供給が追いつかない状況です。特に、お迎えの時間帯などに需要が殺到してしまうため、申し込みから何か月待ってもシッターが派遣されないという状況が長期に渡り続いていると思います。区が積極的に、人材募集の広告を打ったり、各小学校や中学校の保護者に人材募集のお知らせを配るなど、人員確保に乗り出すべきと考えます。育成した保育補助員は、派遣型シッターサービスだけでなく、雇用の問題を抱えている私立認可保育園の保育補助に入ってもらったり、障害児保育(居宅訪問型保育事業含め)の介助資格を取ってもらうなど、有効に活用していく制度を構築すべきと考えます。

国は、子ども・子育て支援新制度の事業の担い手を養成するため、「子育て支援員研修」を創設しました。

区では、平成 16 年度から、NPOと協働し、いち早く、地域の子育て・家族支援者の養成に取り組み、区の子育て支援に貢献したいという方に、講座や実習を実施し、合計 700 人以上の方に、一時預かり事業や派遣型一時保育事業などの担い手として、ご活躍いただいております。

今後とも、質の高い支援者を数多く養成し、派遣型シッターサービスだけでなく、公私立認可保育園の保育補助や障害児保育の介助員などでご活躍していただけるよう、取り組んでまいります。

7) ベビーシッター補助などの「子育て支援バウチャー」の導入を

上記のように、区が行っている区民によるシッターサービスである「あい・ぽーと」も「こむすび」も需要過多の状況が続いており、今後も増え続けると予測されるベビーシッターニーズに十分に 대응していけると思えません。ベビーシッター事業については、区に登録した民間事業者によるベビーシッター派遣の助成事業を開始するべきだと考えます。この事業が始まれば、待機児童になった保護者、特に0歳児の保護者たちには大きな助けになります。検討をお願いいたします。

バウチャー制度は、自治体の子育てなどのメニューを提示し、利用者が引換券を使って希望するサービスを利用する制度ですが、利用者の求めるサービスの質や量を確保していくことが課題であると考えております。まずは、保育園の整備など、区の子育て支援策の充実に取り組んでまいります。

8) 0～2歳と3～5歳の保育園の分園化、再構築を

「港区子ども・子育て支援事業ニーズ調査」によると、「理想の子育て環境」として、0～2歳までは「認証保育所」で3歳から「幼稚園」を望む人が最も多い結果が出ていますが、これは、現場の保護者から聞く声とほぼ合致します。

0～2歳児は、園庭がないなど施設面で恵まれていなくても、施設が自宅から近いことや、保育サービスの内容が充実している認証保育所は理想的です。3歳以上になると、子供が活動的に動き回るため、狭い施設や園庭のない施設は子供の成育環境としては敬遠され、そうすると同じ年の子供が減ってしまうため、集団保育が成り立たなくなり、ますます転園傾向に拍車がかかります。3歳からの「幼児教育」を希望する保護者も多いです。実際には、共働き世帯が望んでいるものは港区の既存の「幼稚園」よりも、「幼稚園」に手厚い保育サービスがついた「こども園」ですが、そうしたものがないため、「幼稚園」と「無認可保育園」とのダブルスクールをしたり、ベビーシッターを併用したりして幼稚園に通わせています。子供を幼稚園に通わせるために仕事を辞める人も少なくありません。

現に、0～5歳児を預かるオフィスビルのワンフロアを使った私立認可保育園を見学に行くと、狭いスペースに0～5歳児が同居しているため、0歳児の昼寝中に3～5歳児が給食を食べたり、騒がしくしている一方で、大きくなった4、5歳児にとっては十分に体を動かすスペースもなく、現場の保育士や経営本社からも、0～2歳児と3～5歳児を分園化したいという要望が出ていました。実際に、分園化した園もあり、そちらは保育環境が大幅に改善されています。幼稚園では、年少の3歳児は静かな環境で保育すべきとして、4、5歳児とは別のフロアが用意されるなど、子供の成育環境に対し入念な配慮があることを考えると、大きな差を感じます。人間の発達において最も重要な幼児期に、十分な外遊びの経験や体を動かす経験の足りない子供たちが、港区から大量に生まれていくこと、

その影響の大きさを心から危惧しています。

新設の保育園はたいてい0～2歳児から埋まり、4、5歳児ががら空きの状況が続きますが、ほぼすべての新規開設の私立認可保育園がオフィスビルの一角で園庭もないことを考えると、こうした私立認可保育園は0～2歳児に特化し、計画的にその近くに3～5歳児のための園庭付きの「認定こども園」を新設していくことを検討すべきではないでしょうか。新設でなくても、区立・私立幼稚園に補助金を入れて、「こども園」なみの手厚い保育サポートを実現したり、園庭付きの区立保育園を3～5歳児に特化した「認定こども園」とするなど、計画的に、0～2歳児と3～5歳児の適正な分園化を進めていくべきだと考えます。

認定こども園の新設については、平成28年4月に保育所型認定こども園に移行する芝浦アイランドこども園の運営状況を検証し、他地区での実施について検討いたします。保育園の定員設定については、在園状況を踏まえ、待機児童の解消に向けて効率的に定員拡大ができるよう工夫してまいります。

9) 0歳児の待機児童対策を

昨年も今年も、0歳児人口が推計を大幅に上回っている結果、0歳児の待機児童が大幅に増えています。今年10月1日現在では、待機児童151人のうち0歳児が128人です。以前から提言していますが、母子手帳の発行の動向を把握することで、かなり実数に近い出生の動向をつかめると思いますので、早期の計画の修正に反映していただきたいと思えます。

1歳児で保育園に入れるか不安な保護者が0歳児から申し込む傾向もありますが、0歳児でどうしても保育園に預ける必要がある保護者の多くが、起業・自営業の方々に、保育の実施基準の指数では大企業に勤める保護者より不利な状況に置かれており、順番もなかなか回ってこない上、ベビーシッターを雇ったり、無認可保育園に預けたりする金銭的な余裕もあまりありません。認証保育所の0歳児にも空きはありません。

その影響もあって、一時保育の0歳児枠はいつもいっぱい、「芝浦アイランドこども園」の一時保育などは、一か月先の予約が取れるのは奇跡のようだとされています。一時保育の当日キャンセル枠を他に譲れるようにするなど、運営方法の見直しも必要だと思えますが、乳幼児人口の増加にあわせて一時保育の増設も必要だと思えます。

「芝浦アイランドこども園」の一時保育については、予約を取ることが難しいというご意見をいただいています。一時保育の当日キャンセルへの対応をはじめ、より多くのお子さんをお預かりできるよう、運営方法の改善に取り組んでまいります。

一時的に家庭での保育が困難となったお子さんをお預かりする一時保育の増設について

は、子育てひろば「あっぴい」に併設する一時預かり事業として、平成 29 年度に、赤坂地区と高輪地区の 2 か所での実施を予定しております。

10) 保育園保護者のための駐輪場の整備を

保育園保護者の送迎手段は主に電動自転車です。働くママの「新三種の神器」と言われるほど、みな電動自転車に乗っています。兄弟別々の保育園に預けている場合は、自転車がなければ送迎できません。切羽詰まっているケースでは、歩いて通えない遠い距離の保育園でも入園します。子供を保育園に預けて、その足で駅に向かって出社する保護者も多いです。一度、自宅に戻って、自転車を置いてから出社するのでは間に合わないという事情は理解できます。しかし、港区の保育園では、駐輪場は送迎のための一時駐輪のみ認められていて、置きっぱなしが禁止されています。その一時駐輪でさえ、台数が足りずに、遠い人から優先とされるため順番がまわってこなくて困っているという陳情も受けます。仕方なく最寄りの駅前に駐輪すると、駅に駐輪場が整備されていないため放置自転車となり、「駐禁」を切られてしまうという苦情も受けます。保育園開設の際には、駐輪場の整備も必須となりますので配慮をお願いいたします。駅前の駐輪場の整備も合わせて進めてください。(ほとんどの自転車が前部と後部に、大きなチャイルドシートがついているので、駐輪レーンの幅が狭いと隣の自転車とぶつかって入りきらなかったり、電動式で重いので上下式の駐輪レーンでは自転車が持ち上がらずに使用できなかったりするので、駐輪レーンを設置する際には配慮をお願いいたします。)

港区の保育園は、送迎のために一時的に駐輪するスペースの確保に努めており、今後も新しい私立認可保育園の誘致の際なども駐輪場の確保を要請してまいります。

なお、常時駐輪するスペースについては、限られた敷地の中に園舎があること、また、民間ビルの中に施設があることから、新たに駐輪場を確保することは難しい状況にあるため、保護者の方への丁寧な説明などでご理解いただけるよう努めてまいります。

自転車等駐車場の整備に関しましては、駅周辺の放置自転車等を削減し、安全・快適な歩行空間の確保と美しい街並みを形成するとともに、自転車等利用者の利便性を向上させるため、平成 20 年 3 月策定の「港区自転車等総合基本計画」に基づき、自転車等駐車場の整備を促進しております。

今後も、自転車等総合基本計画に基づき、自転車等駐車場の適切な配置に努めます。

11) 「港区保育室」のあり方の見直しを

区では来年度から「緊急暫定保育室」をすべて「港区保育室」に事業移行し、「認可化できるものについては平成 31 年度までに認可に」という方針で、「認可」「継続」「廃止」に

分類を進めていく予定とされていますが、諸条件から認可化はできないけれど、再開発などの予定もないため「廃止」にもならない暫定保育室は「港区保育室」として継続になるものと思われます。

「継続」となった「港区保育室」については、従来の「緊急暫定保育室」同様、開設期間は5年ごとの設定となり、事業者選定も5年ごとに行われ、利用者には「5年後に延長するかどうかは未定」という説明がされると伺っています。これは、先日の第3回定例会の保健福祉常任委員会で全会一致で採択された「東麻布緊急暫定保育室の認可化を求める請願」で請願者たちが訴えていた「緊急暫定保育室」が抱える諸問題をそのまま引き継ぐこととなります。

具体的には、①「期間限定」の保育園であるため保育士確保が難しい、②保護者が閉園の不安を常に抱えているため、転園していく人が多く、安定した保育環境にならない、ということです。支所の窓口でも、「5年後の転園を前提に入園申込みをお願いします」と説明されるということで、ますます保護者の不安が高まります。

事業者の5年ごとの契約見直しは仕方ないとしても、今後も続く見通しである港区の保育需要の高さを考えれば、保育園自体の存続を5年ごとに区切る必要はないと思います。幼少人口が減少し始め、「需要の減少が著しいので、あと5年で閉園にしよう」という決定がなされたときに、初めて「この保育園は次の5年で閉園になります。入園申込みをされる際には、転園を前提に申し込みをしてください」と告知すればよいのではないのでしょうか。それまでは、保護者をむやみに不安にさせる必要もなく、保育園の安定的な保育環境を支えるためにも、いまの「緊急暫定保育室」的なやり方は変更するべきだと考えます。ご検討ください。

今後の港区保育室については、東麻布保育室を平成29年4月に区立認可保育園へ移行します。再開発事業の予定地である3つの保育室は終了とし、移行先を確保します。その他の施設は平成31年度までは継続を前提とし、認可の条件が整ったものから順次、認可化を進めていきます。それ以外の港区保育室は、保育需要の動向を踏まえ、平成32年度以降の事業継続について検討を進めます。

平成28年度の保育園入園のごあんないにおいても、保育園一覧から開設期間については、再開発などで廃止せざるを得ない保育室のみ掲載することとし、改善を図っております。

② 病児・病後児保育について

12) 病児・病後児保育施設の早急な運用改善を

保育園定員がこの5年間で3412人増え、今年4月1日現在で6638人となったものの、病児保育室は3施設で定員計14人のままです。病児保育室の利用登録児童数は3

500人を超え、毎年年度末に向けて増加する傾向にあります。感染症の流行時には、利用が集中するため、今年4月から8月までの5か月間で利用できなかった件数は、722件にのびります。利用希望者は3つの病児保育室全部に同時に予約の申し込みをし、キャンセル待ちの連絡がきた施設を利用します。そのため、キャンセル待ちの連絡が当日の午前8時半から9時と遅く、普通の会社勤めの保護者にとっては間に合わない「あいいく保育室」は稼働率が、30%台と低い数値で推移する結果となっています。キャンセル待ちの連絡方法を前夜、もしくは当日午前7時半までにするなど運営改善を早急に行ってください。

また、開所時間が朝8時半から午後5時半で、延長不可という今の運営では、病児保育室を利用しても定時の勤務に支障をきたします。他の自治体のように、せめて午前8時から午後6時までの開所としてください。

利用方法の改善については、既存の3つの病児保育室との連絡会を平成27年11月に開催し、キャンセル待ちの保護者への迅速な連絡や、感染症のお子さんを隔離するための、新たなスペースの確保など、病児保育における利用者の利便性や稼働率の向上に努めております。

また、現状の開所時間である朝8時半から午後5時半を延長することは、困難な状況となっておりますが、区では平成28年度から、訪問型病児・病後児保育の利用料を助成することとしており、保護者の子育てと就労の両立を支援してまいります

13) 病児・病後児保育施設の緊急整備を

区の5か年計画の中で、赤坂地区に病児保育室の1施設の増設が計画されていますが、保育園定員の急増対し、病児・病後児保育室の整備がなされてこなかったため、この1施設の増設では到底足りない状況にあります。地区の偏在も、麻布地区に1施設、芝浦地区に2施設と、偏りが激しく、白金高輪地区には増設の計画もありません。緊急に整備を検討していただきたくお願いいたします。

病児・病後児保育については、まず、既存の3つの病児・病後児保育室の利便性の向上に取り組んでおります。

病児保育室の新設につきましては、病児保育の確保方策の一つと考えておりますが、今後、地域バランスや病児保育の必要量の見込みを踏まえ、様々な手法を含めて検討してまいります。

14) 「フローレンス」のような民間の訪問型病児・病後児保育の一刻も早い半額助成を

保育園を整備したら、病児・病後児保育も同時に整備しなければ、子供が熱を出すたびに両親で交代で休みをとっても、あっという間に有給休暇を使い果たしてしまい、仕事の継続が厳しい状況に陥ります。港区では、未就園児世帯の5割が共働き世帯で、9割が核家族。そのうち7割が両親は都外にいて、親族のサポートを得られない家庭がたくさんあります。親族のサポートが得られないひとり親家庭もあります。

失職の危機に直面し、病児保育の改善を求める陳情が殺到しています。病児・病後児保育は、保育園のように常時必要なものではなく、かつ利用が感染症流行時に一斉に集中するもののため、固定費が高つく「病児保育室」を増設するよりも、民間の訪問型病児・病後児保育利用への半額助成に踏み切る自治体が増えており、23区でも足立区や千代田区、杉並区、文京区、北区などで始まっています。NPO法人フローレンスがやっているような、自宅や保育園に保育スタッフが子供を迎えに来てくれて、病院に連れて行き、診療後は自宅で看病してくれる「訪問型病児・病後児保育」は、保護者にとっても子供にとっても負担が少なく理想的なものですが、区の病児保育室の利用料が一日2000円であるのに比較し、入会金2万円、月会費が約8000円、保育料が一時間1000円、更新料が年1万円と非常に高額です。このため、他区では、区民が、区の登録事業者を利用した際には、児童一人当たり年間4万円を上限に助成するなどしています。

保育園定員が増える一方で、その子が小学生になっても家庭の共働き状況は変わらないため、小学校3年生までの病児保育室の利用を求める声も年々高まっています。また、幼稚園利用の共働き世帯や、待機児童で一時保育や保育サポートを利用しながら働いている共働き世帯からも利用拡大を求める声があがっています。こうしたニーズに応えるためにも、民間の訪問型病児・病後児保育利用への助成が望ましいと考えます。

冬になると感染症が増え、病児・病後児保育室の利用希望も急増します。現状の体制ではまったく今後のニーズに追いつく目途が立たないことから、できれば補正予算で民間の訪問型病児・病後児保育利用の助成を開始していただきたい、遅くとも、来年度予算には必ず計上していただきたく強く要望いたします。

区では、病児・病後児保育室の予約が取りにくい状況や、学童クラブの対象年齢が小学校6年生まで拡大されたことを踏まえ、平成28年度から新たに、子ども・子育て支援新制度の2号認定（3歳以上）又は3号認定（3歳未満）を受けている認可保育園、認証保育所、認可外保育施設に入園している生後57日目以降の児童及び放課後児童クラブ（学童クラブ事業）を利用している小学校6年生までの児童を対象に、訪問型病児・病後児保育の利用料を助成いたします。

③ 障害児保育について

15) 居宅訪問型保育事業の枠の拡大と利用規約の見直しを

今年12月から、医療的ケアが必要な児童のための保育サービスである「居宅訪問型保育事業」が開始されることを高く評価しています。しかし、定員は3人程度となっており、今後のニーズにどのように対応していくのか疑問に感じています。

港区では子供人口の急増に伴い、障害児の人口も急増しており、0～6歳児の障害児の数は、身体・知的含め103人、医療的ケアが必要な0～6歳児は16人ということです。

都市部でのNICU（新生児集中治療室）の急速な普及によって、出生時に障害があっても命が助かる子供が急増し、その子供たちが数か月から1年ほどで退院し、家庭に帰されている現状があります。東京都のNICU利用者は8011床となり、平成10年比で3割増となっています。医療的ケアが必要だと、どこにも預かってもらえないため、母親が仕事を辞めて24時間一人で介護にあたるケースが多く、母親は孤立し、子供は発達に必要な集団保育の場を得られず、家庭の経済状況はひっ迫するという社会的サポートが得られない悲惨な状況が社会問題になっています。障害児の母親の常勤雇用率は、健常児の母親に比べ、約7分の1で、収入面でも非常に厳しい状況におかれています。

港区でも、先日の第三回定例会の保健福祉常任委員会に、医療的ケアが必要なお子さんを持つご両親が、お子さんを連れて、「医療的ケア児の保育園受け入れを求める」請願の趣旨説明にいらして、涙を流しながら、その窮状を訴えていらっしゃいました。

「居宅訪問型保育事業」のニーズが増え、事業者の受け入れ能力を超えるような場合には、この事業に必要な家庭的保育者の資格を取得している方、具体的には、子育てひろば「あい・ぽーと」で養成している子育て・家族支援者に、東京都などで実施している家庭的保育者認定研修の受講を促し、事業者を紹介するなど人材確保の面から支援していく、と区は答弁されています。

しかし、一方で、「居宅訪問型保育事業」の唯一の事業者であるNPO法人フローレンスの「アニー」では、事業の対象者は、医療的ケア児に限っていません。保育園などでの集団保育が難しいけれど、医療的ケアが必要ではないグレーゾーンにいるお子さん、例えば、脳性まひなどのお子さんも含まれています。事業の対象者を、区では「医療的ケア」の必要な児童に限っていますが、そこで線引きするべきではなく、事業者である「アニー」が対象としている児童を対象にするべきだと考えます。そうでなければ、せっかく「脳性まひ」などのお子さんにとっての救済措置ができたのに、区が事業に「医療的ケア児に限る」という規約をつけたために、利用することができないという事態が生まれてしまいます。

また、「居宅訪問型保育事業」は、集団保育が不可能な児童のために、基本的には自宅で保育をし、時々、保育園での交流を行ったり、療育や病院に通院したり、といったことが想定されている事業です。保育園での集団保育が可能な児童は、医療的ケアが必要であっても、子供の発達面も考慮して、保育園で受け入れる体制を整備するべきで、「居宅訪問型

事業」は、それができない児童のために枠を確保しておくべきです。それは、当事者である保護者たち、また「居宅訪問型保育事業」の事業者も同様の考えです。

区では、保育園での受け入れが困難な医療的ケアを必要とする幼児を対象に、幼児の居宅において1対1のきめ細かな保育を行う居宅訪問型保育事業を平成27年12月から開始しました。

事業を開始するにあたり、まずは要望が多い、医療的ケアが必要で保育園での受け入れが困難な幼児の保育の場の確保を優先して取り組むことといたしました。今後、居宅訪問型保育事業の実施状況やニーズ等を踏まえ、必要な見直しを検討してまいります。

16) 集団保育が可能な医療的ケア児、障害児については保育園で受け入れる体制整備を

現状では、港区では医療的ケアが必要な児童の保育園受け入れを行っていませんが、他区では、その子の障害に合わせて看護師を加配したり、当該保育園のスタッフ全員が東京都の資格認定を受けることで受け入れを進めるなどして、医療的ケア児の受け入れを進めています。港区でも、在園児に医療的ケアが必要になった場合には加配をつけるなどして受け入れの対応をしていると伺っています。新規入園の際には、受け入れられないというのは、差別的であり問題があると考えます。

また、上記の答弁にあるように、「あい・ぽーと」で養成している子育て・家族支援者に東京都などで実施している家庭的保育者認定研修の受講を促すことができるのであれば、そうした保育スタッフを、医療的ケアが必要で集団保育可能な児童の専属の介助スタッフとして、保育園に派遣する制度をつくるべきではないでしょうか。医療的ケアが必要とまではいえないグレーゾーンの障害児も保育園に在籍していますが、園からも保護者からも加配の必要性を要望されているのであれば、看護師加配でも、そうした介助のための保育スタッフの加配でも、人道的配慮から加配をするべきです。現状は要請があっても、区は対応してくれていません。

入園申請の段階から、事実上、区から「受け入れ不可」を言い渡されているケースも多々目につきます。医療的ケア児を一律に保育園で受け入れないことに対する違憲判決も出ており、さらに来年からは「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」も施行され、障害者に対して合理的な配慮がされないことも法律違反となります。

「医療的ケア児の保育園での受け入れを求める請願」も、港区議会で全会一致で採択となりました。この要請を、真摯に受け止め、保育園での医療的ケア児の受け入れ態勢の整備をしっかりと進めていただくことを強く要望いたします。

医療的ケアが必要な子どもの保育園での受け入れについては、日常生活において必要な医療的ケアの状況を確認させていただいたうえで、保育園と保護者との間で対応方法等を検

討した結果を踏まえて、判断していく必要があると考えております。

医療的ケアの必要な子どもの保育園での受け入れにあたっては、職員体制の充実や保育士及び看護師の研修の実施などの課題があることから、引き続き検討してまいります。

17) 保育園と療育施設の送迎サービスを

障害児が保育園に通う場合、こども療育「ばお」との併用を願う保護者も多いですが、現状では難しい状況があり、母親が送迎する場合のみ可能となっています。他自治体では、保育園と療育施設の送迎サービスを実施しているところもあり、港区でも実施していただきたいと思っております。

保育園への送迎については、子どもの安全を確保する観点から、保護者のみなさまによりお願いしている状況であり、保育園と療育施設の送迎サービスを実施することは現状では難しいと考えております。

④ 学童クラブについて

18) 「準学童」「放課 Go」のおやつの扱いの改善を

昨年「港区の学童クラブのあり方を考える親の会」から出された陳情の多くを着実に実施していただき、開所時間の延長や、入会基準の見直しなどが実現し、大変感謝しています。今年、学童クラブの定員を大幅に増やしましたが、実際には、施設によって人気の偏りが激しく、10月1日現在で、全体では572人の空きがある一方で、人気学童では、定員枠に入れず「準学童」としての受け入れになっている児童が40人います。

「学童」と「準学童」の差として、「おやつ」のある・なしが、これまでもずっと大きな問題になってきました。また、「放課 GO」と「放課 Go クラブ」を一緒に運営している施設でも、「放課 GO」の児童たちにだけおやつがでないことに対する不満があがっています。おなかがすいて途中で帰ってきてしまうというものです。

子供たちの立場にたっても、理不尽に差別的な対応です。当日の来所人数の把握が難しいため、おかしの準備ができない、という施設側の言い分はわかりますが、提供されているおやつは、ほとんどが長期保存可能なお菓子です。一部の学童では、そうした差別はなくしているとも伺っています。区が主導して、学童全体の「おやつ」問題を解決していただけるよう、早急な改善を望みます。

児童館の直接来館や放課 GO→は、利用時間が学童クラブと異なり、早い時間に児童が帰宅します。おやつの提供については、こうした利用時間の違いとともに、毎日の児童数

の変動が学童クラブ以上に大きいことや、アレルギー対応等の課題があり十分な検討が必要と考えております。

19) 夏休みなど長期休暇中の弁当ケータリングサービスと食育の導入を

夏休み中のお弁当持参については、どうしても作る余裕がない家庭があることや、夏の暑い時期のお弁当持参が衛生上問題があるということから、弁当ケータリングサービスの導入を求める声が全国的に高まっています。

朝霞市では、学童クラブのお弁当宅配サービスはチケット制になっており、市の福祉協議会の事務所で弁当チケットを販売しているので、夏休み前にそれをまとめて購入し、当日、子供にチケットを持たせていくと、各学童クラブが朝、チケットを集めて業者に連絡し、お昼にはお弁当が届くという仕組みです。こうした制度を構築してほしいと思います。

また、これまでも要望していますが、保育園までは食育に力を入れて、小学校にあがって学童クラブに入った途端、それがなくなることに対する保護者の違和感は大きく、食育にもぜひ力を入れて頂きたいと思います。

学校の夏季休業期間等における学童クラブでの弁当のケータリングについては、過去に保護者による自主的な取組に協力し、実施した例がありますが、現在は行われていません。区として、希望者に弁当を提供することについては、毎日の発注数の確認や代金の集金等の管理業務や、アレルギー対応等の課題があるため、保護者の十分な理解のもとで実施する必要があると考えております。

また、おやつについては、いわゆる出来合いのものや、スナック菓子を提供する頻度が比較的多い状況を改善するため、遊びの中で児童と一緒におやつを作ったり、ひと手間かけたものを提供する機会をできる限り増やすよう努めております。今後とも、食育の観点も踏まえながら、充実を図ってまいります。

20) 定員に大幅に空きのある学童クラブに開所時間延長サービスを

港区では、残業の多いマスコミ勤務や国家公務員、夜間の飲食店勤務、不規則な働き方を強いられるひとり親家庭など、勤務形態が多様で、親族のサポートを得られない核家族が多いことから、現状の午後6時半までの開所時間では間に合わず、遅くまで開所し、かつ夜食や習い事なども提供してくれる民間学童クラブと併用するなどしている家庭も多いと聞きます。すでに、新宿区では、一部の学童クラブで、夜10時までの開所時間延長や夜食の提供などを特殊なニーズのある保護者のために行っています。港区でも、新宿区同様、こうした民間学童クラブを活用するスキームの構築を求めてきましたが、港区では今

年、高学年利用者が推計より少なかったことから、大幅に定員割れした学童クラブがいくつかあるので、そうした学童クラブに特殊ニーズに対応できる開所時間延長や夜食サービスの付加価値をつけることが効率的にニーズに対応する方法のように思います。ぜひ、ご検討ください。

港区子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成27年4月から、学童クラブの定員を拡大するとともに、開所時間を30分延長し、平日は午後7時までとしました。平成28年度は入会希望者がさらに増加することが見込まれるため、学童クラブ1施設の新規開設及び既存学童クラブ9施設の定員拡大等により、総定員を2,670人に拡大します。

開所時間の更なる延長や、夜食サービスの提供については、開所時間延長後の利用実態や利用者のニーズを踏まえながら、調査研究してまいります。

21) 入退出時の見守りサポートの実施を

小学校から離れた場所に学童クラブが設置されるケースが増え、子供たちの移動間の安全が保護者たちの心配の種になっています。交通事故に巻き込まれる可能性はもちろん、不審者につきまとわれたりする事例も実際に起きています。

「放課GO」では、地元の高齢者の方々が子供たちの学校から帰宅途中までの見守りサポートをしてくださる仕組みが整備されており、保護者たちからは地域の温かさに感謝する声が多く寄せられ、高齢者の方々からは良い生きがいになっているというお声を頂きます。しかし、この仕組みを構築するのは大変な労力を要すると区の担当者から伺っているので、「シルバー人材センター」にお願いするのが適切かと考えます。

保護者から切実な要望が上がっているので、事件事故が起きてからでは遅いので、早急に「見守りサポート」体制を整備していただくようお願いいたします。

また、現在、教育委員会が支給している防犯ブザーを、児童の学校の登下校や学童クラブの入退出時に、保護者の携帯に通知がいく機能や、子供の居場所がわかるGPS機能が付いたものに変えて頂くよう強く要望いたします。

児童の移動時の安全確保については、集団での移動を基本に、学童クラブ職員や地域サポーター等による見守りを行っています。また、安全・安心の観点から、防犯カメラの設置、緊急メール配信システム、地域パトロールを実施しています。

さらに、平成28年度からは、学童クラブの児童が入退室した時刻を保護者の携帯電話にメールでお知らせするシステムを導入します。

また、教育委員会では児童の安全確保のために防犯ブザーを配付するほか、学校施設の防犯カメラの設置や緊急メール配信システムの充実など、さまざまな安全・安心対策を講じております。今後も、GPS機能付きの防犯ブザーなどを含め、効果的な安全対策について

て調査検討してまいります。

22) 外遊びや職業体験、習い事などプログラムの充実を

NPO や民間企業、地域の人たちなどの協力を得て、多様なプログラムを提供する体制づくりが必要と考えます。赤坂・青山地区の地域事業として展開している「共育事業」のような仕組みを各地区総合支所で展開し、それぞれの学童クラブに職場体験や、習い事、プロから習うスポーツ教室、大学生が教える学習サポートなど、さまざまな魅力的なプログラムを提供できるような、港区独自の「子供たちの放課後」をサポートする仕組みを展開していただきたいと考えます。

学童クラブでは、子どもが安心して過ごせる生活の場として、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや、生活が可能となるよう配慮して運営しております。

平成 27 年度から、小学校高学年が学童クラブの対象に加わったことを踏まえ、高学年向けプログラムの充実を図ったほか、子ども中高生プラザ、児童館、放課GO→クラブ等の相互間の交流事業や地域の団体と連携した事業等を積極的に実施しています。

今後も、魅力あるプログラムの実施と学童クラブ相互の情報共有に努め、他区の事例等も参考としながら、学童クラブ事業のさらなる充実に努めてまいります。

⑤ 児童施設について

23) ゲームの持ち込み禁止を

子ども中高生プラザなどで、ゲームの持ち込みを禁止してほしいという要望を多数受けます。一部の学童クラブではゲームの持ち込みを認めているところもありますが、子どもたちが施設内でゲームばかりしている姿が目につくということで、保護者たちが危惧しています。また、ゲームを持っている子供と持っていない子供の格差も問題となっています。持ち込みは禁止にしたほうが、結局は子どもたちのためになるのではないかと考えます。ゲームができなくても来たくなるようなプログラム展開、施設づくりを事業者は目指すべきです。

児童館におけるゲーム機の取扱は、港区に限らず他の自治体の児童施設でも同様の課題となっています。

過去にゲーム機を制限した試みを行った児童館では、子ども達は、児童館近くのマンションの駐車場などへ、ゲームをしに行くという状況があったと聞いており、一律に禁止することでは解決につながらないものと考えております。

ゲーム機のみで長時間遊ぶような環境は決して好ましい状況でなく、職員が他の遊びを促すことや、一緒に遊ぶなどの取組に努め、長時間の利用とならないよう、状況に応じて工夫してまいります。

24) 児童施設における図書改善を

子ども中高生プラザの図書室はラックの大半に漫画が並んでいます。子どもの育ちの過程で、読ませたい本はたくさんありますが、視察しても漫画本以外を読んでいる子どもに出会うことは稀です。教育委員会が策定する「港区子ども読書活動推進計画」では、図書館で買い替えや除籍する絵本などの児童図書について、リサイクル本として児童施設に提供し、その活用を図ることとなっていますが、関係部署は連携して、図書館のリサイクル本を児童館や子ども中高生プラザで積極的に活用するよう一層努力していただきたいと思っております。

また、区立保育園の中には図書スペースが長期にわたり大きく空いている施設が見られますが、リサイクル本を積極的に活用するなどして、本に親しめる環境整備推進を強く要望します。

児童施設に揃えている図書は、児童や保護者の意見を伺いながら、創造力、思考力、理解力、集中力の向上が期待できる図書を選定しております。

引き続き、教育委員会と連携して、図書館のリサイクル本を活用しながら、児童館、保育園、子ども中高生プラザ等の図書の充実を図り、子どもたちがいつでも身近な場所で、本を手にとれる環境を整えてまいります。

⑥ 貧困家庭、ひとり親家庭支援について

25) 貧困家庭への支援を早急に

「子どもの貧困対策検討専門部会」を設置され、部会のとりまとめを行い、予算に反映していくとのことですが、一日も早い貧困家庭への支援をお願いいたします。

港区での保健福祉基礎調査の「ひとり親家庭」は、経済的な負担感については、かなり負担に感じる50.4%、どちらかといえば負担に感じるが32.1%、つまり負担に感じる世帯が82.5%をしめています。児童育成手当の拡大等、現金給付、現物給付を区が支援することによって、貧困の連鎖を断ち切っていただきたい。

区は、昨年8月に庁内に設置した「子どもの貧困対策検討専門部会」において、日頃から子どもや家庭への支援に関わる部署へのヒアリングを行い、子どもの貧困の実態把握を

進めています。平成 28 年度は、貧困に至る過程や現在の貧困の状態等の詳細な調査を行い、地域の状況に応じた子どもの未来を応援する施策を検討・実施いたします。

また、平成 28 年度から、早急に取り組むべき取組として、子どもの未来を応援する施策を推進する人材を育成するため、「学習ボランティア養成事業」、「子どもの貧困理解促進事業」を実施します。

併せて、「子どもの居場所づくりチャレンジ事業」を実施し、子ども中高生プラザ及び児童高齢者交流プラザにおいて、必要に応じた小学生の利用時間の拡大や中高生向けの事業等の充実により、子どもの居場所としての機能を強化するとともに、生活態度等が心配される児童の利用を促進し、安全、安心な居場所を提供します。

さらに、生活保護受給中の世帯に対し、子どもの学習塾に通う経費の支給対象者を高校生まで拡大するとともに、新たに学習塾に通うための交通費を支給します。

子ども家庭支援センターでは、様々な事情から児童の養育が困難となっている家庭に支援者（ヘルパーやシッターなど）を派遣する「養育支援訪問事業」を拡充するとともに、「親支援プログラム（親の養育力向上のための講座）」の各地区での開催に取り組みます。

教育委員会では、教育現場ならではの「学びの未来応援施策」として、大学教授や弁護士等、有識者を入れた検討委員会を立ち上げる予定です。この検討委員会では、子どもたちの学びを保障するため、子どもの個々の学力や生活状況を分析し、支援策について検討する予定です。

今後も、子どもを抱える家庭の生活実態を的確に把握して、保護者の経済的自立に向けた支援と併せ、子どもの視点に立ったきめ細かな支援を実施し、子どもの未来応援施策を全庁あげて推進してまいります。

26) 学習支援事業の推進を

全国的に見ても、日本の子供の 6 人に 1 人が貧困にあると言われており、そのほとんどがシングルマザー家庭という調査結果が出ています。そして、そうした家庭の生活状況を好転させていくのは非常に難しい実態があり、義務教育を修了するなど必要な支援を得られないまま社会に放り出されてしまう子供たち「チャイルド・プア」が、大きな社会問題となっています。こうした子供たちが、放課後や夜に一人ぼっちにならず、必要な学習支援が受けられるようにと、集える場所を提供する取り組みが、さまざまな自治体で始まっています。港区でもこうした仕組みを構築していただきたく要望いたします。

区は現在、港区生活・就労支援センターにおいて、子どもの学校や家庭生活に関する相談、奨学金のあっせんなどを行う学習相談支援事業を実施しています。さらに、平成 28 年度は、子どもの学習支援を推進する人材を育成する「学習ボランティア養成事業」や、生活保護受給中の世帯に対し、子どもの学習塾に通う経費の支給対象者を高校生まで拡大す

るとともに、新たに学習塾に通うための交通費を支給します。

また、「子どもの居場所づくりチャレンジ事業」を実施し、子ども中高生プラザ及び、児童高齢者交流プラザにおいて、必要に応じた小学生の利用時間の拡大や中高生向けの事業等の充実により、子どもの居場所としての機能を強化するとともに、生活態度等が心配される児童の利用を促進し、安全、安心な居場所を提供します。

27) 「ひとり親ホームヘルプサービス」事業の改善を

以前から要望していますが、昨年度から「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」の1日の利用可能時間が半分に短縮されました。「シッターを含めたホームヘルプサービスがなければ、仕事を探すこともできず、経済的な自立は困難」という正しい現実認識から、他区に比べても手厚い支援となっていました。利用額が急増していることや利用実態への不審から、事業見直しが求められていました。

しかし、保育園が当時より入りやすい状況にはなっていますが、ひとり親家庭の母親の就労形態はさまざまであり、土日や深夜に長時間働く、不定期で不規則な仕事、などのケースも十分考えられます。そうした家庭においては、保育園だけでカバーするのは負担の大きいことであり、ベビーシッターサービスは非常に重要な役割を果たすものでした。1日8時間が4時間に短縮されましたが、4時間では仕事にならないという訴えを受けています。特に、保育園が休みになる日曜日の時間半減は、深刻な影響をもたらします。利用時間の短縮を行うにしても、一日単位ではなく、月単位で設定する、また所得制限をかける、などの修正が望ましく、改定を強く要望します。

また、特別な事情がある場合は、「区長裁量」と定められていますが、上記のような基本的な条件設定の見直しを行った上で、さらに特別な事情がある場合は区長裁量、とすべきで、日曜日の8時間利用を希望する人に「区長裁量」が必要というのは、制度として問題があると考えます。

ひとり親ホームヘルプサービス事業は平成25年度まで、港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づいて、例外的な扱いとして、休日勤務の証明書があった場合のみ8時間まで派遣することとしていましたが、子育て支援サービスの一時的預かりや保育園の休日保育など、サービス提供の場が充実してきたことから、平成26年度より利用時間を本則どおりの1日4時間以内といたしました。

現在利用されている方から、利用時間の拡大を望む意見はいただいている状況です。

今後も、他の子育てサービスの状況を踏まえながら、より利用しやすい制度としていくよう努めてまいります。

なお、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の利用条件については、利用者のニーズや意見を十分に聴きながら、実態に合った制度としていく必要があります。今後も支援を

必要とする多くのひとり親家庭に、適切な支援ができるよう事業の充実に努めてまいります。

28) シングルマザー家庭への住宅支援、「母子寮」の改築を

離婚してシングルマザーになると、まず住宅の確保の困難に直面します。前夫との離婚訴訟になるケースも多く、生活費を突然打ち切られるなどして、これまで住んでいた家の家賃を支払えなくなり、追い出されてしまうことも多いです。シングルマザーだと、物件を見つけるのが難しいという現状もあります。区民住宅の入居に際して、シングルマザーを優先的に入れるようにするなどの支援が求められています。また、シングルマザー同士が助け合えて、子供と一緒に育てあえる「ホームヘルパー付きのシェアハウス」などを求める声もあります。

また、緊急時には、区内に「母子寮」もありますが、老朽化が進み築50年近くになり、バス・トイレも共同使用となっているなど、区の職員も同情するほどです。「母子寮」に行く親子は、物理的にも精神的にもどん底の状況にあるため、「母子寮」は、せめて未来に希望を抱かせるような施設となるようにしていただきたく、改修補助や新築物件への移転支援を行うなどの対策を要望いたします。

区民向け住宅におきましては、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅や区立住宅の入居者募集時に、ひとり親家庭を含む子育て世帯に対する居住支援として、義務教育終了前の児童のいる世帯を対象とした優遇抽選住戸の設定を行っております。

また、区内の母子生活支援施設は、民設民営であり、改修等については、事業者が行うものですが、区としても母子の自立支援の充実に努めるため、必要な対応について検討してまいります。

⑦ 児童虐待について

29) 児童虐待への対応の機能強化を

全国の児童虐待件数が、平成26年度約8万9000件と24年連続で増加し、過去最多、前年度比2割増となりました。東京都では7814件、前年度比2400件増と非常に深刻な事態になっています。港区でも、26年度の虐待相談件数は363件と、前年度比168件増と倍増しており、全国と同様の傾向にあります。

議員として受ける相談にも、児童虐待に関するものが非常に多くなり、「社会が虐待に敏感になり通報が増えた」ことだけが理由とは思えない、社会状況の変化を強く感じます。「子供は親の所有物」という古い価値観から「子供の人権」という視点に変えていくこと。そ

のために、子供は社会で育てていくという行政の子育て支援機能の充実を強く訴えています。母親の負担軽減も非常に重要です。

港区の子ども家庭支援センターは、4歳児全員の居住実態把握を行ってくださったり、多言語対応の窓口機能を充実させ、あらゆる相談に対応してくださるなど、精力的な活動を行ってくださっていて、心より感謝しています。どれだけの親子が救われているかわかりません。

しかし、虐待の1次通報の窓口が市区町村になったにもかかわらず、児童相談所は変わらず東京都の管轄であり、慢性的な人手不足や市区町村との連携がうまくいかないことなど、さまざまな問題が指摘されています。市区町村に移管した方が効率的であることは間違いありませんが、一方で、思い切った規模の財政措置がなければ、財政力の弱い自治体では、いまの東京都管轄の児童相談所よりも、もっと深刻な人手不足、機能不全に陥る可能性もあります。

現状では、児童相談所に事案が移ると、港区としては対応を児相に委ねなければならなくなりますが、児童相談所がすべての事案にきちんと対応できる体制になっているとは思えません。児童相談所の対応に不安や不満があるケースには、個別にフォローしてあげる機能を、区の「子ども家庭支援センター」に持ってほしいと思っています。そうでないと、相談者は、警察や法テラス、児童相談所全国共通ダイヤル「189」など、さまざまな窓口を頼り、たらい回しにされ、深刻な心理状況に追い込まれていきます。

虐待相談の背景には、複雑な家庭の問題、親の精神的な問題、こじれた人間関係など深刻な問題が積み重なっています。相談には、慎重かつ丁寧なプロの対応が必要であり、長期的なフォローも必要です。相談を受ける側の負担も非常に大きいです。また、虐待児を抱える保育現場、教育現場へのサポート、外国人家庭への啓発・介入なども、ますます重要な課題となっていきます。一方で、「子ども家庭支援センター」には、いじめ相談、産後うつなど育児ノイローゼの母親の相談、DV相談など、虐待以外にも多くの深刻な相談が寄せられます。

虐待の個別事案を丁寧にフォローする機能をはじめ、虐待問題にしっかり対応していくためには、今後「子ども家庭支援センター」に専門医を始め、専門職の職員を倍増させ、関係機関との連携を強化していく必要があると思います。児童相談所の機能強化が追いつかない現在、区として、できる限りフォローする万全の態勢を整備していく必要があると思います。

現在、子ども家庭支援センターでは、弁護士・精神科医・児童相談所OB・学識経験者等による専門研修への職員の参加や児童福祉司の任用資格取得、児童相談所への職員派遣などに積極的に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員や警察、医療機関、児童相談所、公私立学校・保育園などの子どもに関係する機関等で構成される港区要保護児童対策地域協議会は、平成18年の設置

以来、研修や事例検討、個別ケース検討会議、ケース対応における病院連携や警察連携などを行い、専門性の向上と連携の強化を図っています。

今後とも、子ども家庭支援センターをはじめ、児童に関するあらゆる機関の職員の専門性の向上と連携の強化に努めるとともに、児童相談所が固有に持つ一時保護機能及び措置機能等と、子ども家庭支援センターが持つ子育て支援サービスの提供や区内他部署との連携などの機能を、それぞれの役割を尊重しつつ、子どもの人権を守るため、相談、協議してまいります。

⑧ 産後ケアについて

30) 「産後ケアセンター」の早期の開設を

以前から要望していますが、区内では虐待相談件数が急増する一方で、実家の支援を得られない核家族が増えています。虐待を防止するためにも、出産直後からの良好な母子関係構築のサポート、不安要素のある家庭の早期発見と、公的な育児サポートに確実につないでいく支援体制が絶対的に必要です。

世田谷区の「産後ケアセンター」は区民に非常に好評で、特に母親の精神状態などに不安のあるケースは優先的に措置入所とし、その後のケアサポートにもつなげていく、という取り組みは非常に重要だと感じます。

港区でも、産後ケアのデイサービスを開始していただき、非常に好評だと伺っています。ショートステイ事業としては、区内の民間施設利用の5千円割引クーポンを提供していますが、実費が一泊6万円近くにのぼり高額なため、今年度の利用件数はゼロ件と伺っています。世田谷区の「産後ケアセンター」は一般利用は一泊6万円ですが、区民は6000円で利用できます。誰でも利用できるサービスでなければ意味がありません。そして、ショートステイ事業は、港区には絶対に必要な事業です。ショートステイ事業の拡充を望みます。

緊急一時保育施設を新しく開設した「しばうら保育園」に定員10人分つくってくださったことには大変感謝しています。実際に、追い詰められた保護者の救済につながっています。しかし、緊急一時保育は生後4か月からの利用となり、産後うつに陥っている母親の救済にはもう少し早い時期からの支援が必要です。(また、「しばうら保育園」の緊急一時保育室は、待機児童対策で来年4月には、通常の保育室に転換されます。)

産後うつなど「要支援」の母親の緊急避難場所をつくることは、虐待を未然に防ぐ上で非常に重要な施策となります。また、その後の親子関係、子供の育ち、ひいては子供の人生に大きな影響をもたらします。早急に整備していただきたく要望いたします。

区では産褥期の母子への支援を強化するため、平成27年度から産後母子ケア事業として

新たに、助産師による母子保健相談を週3回、・母子のデイケア事業としてのハロママサロンを月1回開始しました。産後うつや児童虐待を予防するためには、母親の育児不安や育児ストレスを軽減することが必要であることから、母子保健相談とハロママサロンは、大変有効な事業と考えています。

また出産直後に産後うつや強い育児不安等で支援の必要な母親が、休息とともに、授乳・沐浴・育児相談を通して、子どもと上手にかかわることができるよう支援する事業も大切であることから、今後ショートステイ等、母子を包括的に支援する事業についても、分析・研究してまいります。

⑨ 予防接種について

31) MRワクチンの任意接種の助成を

MRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）の港区での定期接種の接種率が、23区中最下位という極めて低い水準にあります。この定期接種の機会を逃した場合、任意での接種を受けるということとなりますが、このMRワクチンの任意接種に対して、港区では助成制度がありません。この助成制度がない区は、23区の中で港区を含めて5区しかありません。

麻しんは生命に危険を及ぼす可能性があり、風しんは妊娠中に罹患すると胎児に障害を及ぼす危険性があるもので、幼少期のワクチン接種による予防の必要性が極めて高いものです。港区は定期接種の接種率が極めて低い自治体であり、早急な対策が必要とされています。また、他区同様、MRワクチンの任意摂取に対して、何らかの助成をしていただくことを求めます。

MRワクチンの接種率を上げる取り組みとしては、これまで区の公式ホームページによる広報や個別通知による啓発、教育委員会の協力のもと、小学校入学前に行われる健診を活用した接種状況の確認と接種勧奨を行っております。

また、MRワクチンについては、未接種者への再勧奨通知を実施しておりますが、今後も未接種者への接種の勧奨などを通じて、定期予防接種の接種率の向上に努めてまいります。

なお、MRワクチンの任意接種については、妊娠を予定または希望する風しん抗体価が低い方に対して、風しんワクチンまたはMRワクチンの接種費用助成を既に行っているところです。

⑩ 「多国籍」家庭へのサポートの充実を

32) 「多国籍」家庭の交流の場やセミナー支援を

港区では人口の約1割が外国籍で、国際結婚、ハーフなどの多国籍の家庭、子どもたちがたくさんいます。インターナショナルスクールに通う子供も多いです。国家戦略特区における港区のミッションも「外国籍家庭の生活環境を整備すること」に重きが置かれています。子ども家庭支援センターが、多国籍家庭に対する「多言語・多文化の子育てについて」のセミナーを昨年度初めて開催され、大盛況であったことを高く評価しています。また、教育委員会や学校の校長先生方にもご来場いただき、「大変勉強になった」との感想をいただきました。こうしたセミナーは多国籍家庭にとってはもちろんダイレクトに有益ですが、そうした家庭との共存が港区の重要な課題であり、特色であることから、社会全体で知識や価値観を共有していく必要があります。こうした取り組みが持続的に行われること、また、そうした家庭の交流の場づくりを積極的に進め、意見を政策に反映させていく努力が必要と考えます。

多国籍家庭を対象とした講座や交流の場づくりとしては、平成27年度から子育て講座の開催に取り組んでいますが、平成28年3月に「子どもの個性に寄り添った家庭内の言語環境を考えよう！」をテーマに多文化子育て講座を開催します。

また、外国籍の方の相談支援のための通訳同行や、インターナショナルスクール向けに児童虐待対応を説明する英語版の資料作成にも取り組んでおり、今後も外国籍家庭への支援を充実してまいります。

33) 学童クラブでの外国人スタッフの配置を

来年度、芝浦アイランドプラザの学童クラブでは、外国人のスタッフを配置して下さると伺っています。多国籍家庭からの英語による「学童クラブ」の要望も高いです。港区の「東京インターナショナルスクール」が昨年からは、英語による学童クラブを開始しましたが、ニーズが高く、待機児童が多数出ています。たとえば、東町小学校の学童クラブでこうした事業を展開するなど、検討していただきたいと思います。

芝浦アイランド児童高齢者交流プラザでは、外国人スタッフを配置する予定はありませんが、引き続き必要に応じて英語対応を行ってまいります。

放課GO→クラブひがしまちでは、外国人スタッフではありませんが、英語対応が可能なスタッフを配置し、児童及び保護者対応を実施しております。また、英語対応が可能なスタッフが不在となる場合は、事業者本部に英語対応可能な者が控え、電話対応ができる体制を整えております。

今後も、各施設における実情を踏まえながら、適切に対応してまいります。

34) 外国人向けの障害児支援施設の確保を

港区には「ヤマトインターナショナルスクール」など、障害児の受け入れを積極的に行っているインターナショナルスクールもあります。(デイケアや保育園もやっています) こうした民間と連携しながら、港区に求められている施策展開ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

区は、保育園等の様々な児童施設で、外国籍を含む障害児へ、サービスの提供を行っています。外国人を対象とし、かつ、障害児を受け入れているインターナショナルスクールなどと連携については、今後の支援のあり方を検討する中で、調査研究してまいります。

二 教育について

① 教育の国際化について

35) 「バカロレア認定校」の設置を

以前から要望している通り、「公設民営学校」を設置することで、子供人口増と外国人の教育ニーズに対応すれば、区民も通える国際バカロレア認定校が増え、非常に喜ばれると思います。「公設民営学校」については、大阪市が国際バカロレア認定校設置のために、国家戦略特区で公立学校を民間に開放する提案をし、昨年12月には法改正が行われ、実現への道が開かれています。

政府は、国際バカロレア認定校(DP、高校過程)200校計画を打ち出し、海外の大学だけでなく、東大や京大をはじめとする多くの日本の大学でも、バカロレア認定校卒業生の受け入れ態勢を拡充しています。また、「スーパーグローバル大学」創成支援も始まり、日本の公教育のグローバル化は飛躍的に進んでおり、中等教育、初等教育といった土台の時期の教育変革も迫られています。すでに、近隣区でも効立の国際バカロレア校設立に向けて、具体的な研究・検討が始まっています。

港区では、外国人が人口の約1割を占め、多国籍の子供を持つ親からは、日本語の習得は英語より難しいので、インターナショナルスクールではなく日本の学校に通わせたい、という希望も聞きます。インターナショナルスクールは私学助成金がなく年間200万円ほどの高額な学費がかかり、さらに都心部では施設維持に費用がかかるため小規模になり、

本格的なインターナショナルスクールとなると調布市まで行かなければなりません。

また、港区では教育熱も高いため、子供をグローバルな人材に育てたいというニーズは非常に高く、国際バカロレア認定校の誘致を求める声も多数寄せられています。国際学級の人気の高さからも、そのニーズの高さが伺えます。

港区では、未就学児童の人口が急増していますが、住み続けてもらうためには、教育環境が最も重要な要素の一つとなります。現状では、港区の「国際学級」の取り組みは、区民のニーズに合致しており、近隣自治体から一步秀でていますが、公立の「国際バカロレア認定校」の小学校が近隣区に登場し始めたら、状況は一変していくと思います。「国際バカロレア認定校」はそれくらい港区の区民に求められているものです。

国からも区民からも強い要望を受けていることを踏まえ、港区も、「国際バカロレア認定校」設置について、本格的に研究を進め、計画を検討していただくよう強く要望いたします。

国際バカロレア認定校は、平成 27 年 10 月 1 日現在、世界 140 か国以上の国・地域において 4,344 校、日本には 35 校があります。その 35 校のうち、学校教育法における一条校は 12 校で、すべて国立や私立の学校となっております。

先の議会でも教育長から答弁させていただいたとおり、中高一貫の国際バカロレア認定校やそれにつながる小学校の設置につきましては、国際バカロレア認定校のプログラムと学習指導要領の整合性を図ることや指導できる教員の確保など、検討すべき点が多く現時点では困難です。

「公設民営学校」の設置の特区提案につきましては、東町小学校国際学級の拡充等、港区の国際化に対応した教育の一層の充実を図る中、これまでの国際人育成事業の検証と合わせて、今後の研究課題とさせていただきます。

36) 国際学級をほかの小学校や中学校にも拡大を

東町小学校に設置されている国際学級は 4 年目になりました。国際学級が開始されてから、東町小学校の人気が高まり、指定校以外の選択制では抽選で入れない児童が多くなっています。特に麻布地区は、大使館が多く、外国人の子どもがどこのクラスにもいるという状況です。東町小学校の国際学級を他の区立小学校にも拡大されることが区民の願いです。また、現在、東町小学校を卒業すると、区立中学校の国際学級の受け皿がありません。麻布地域の区立中学校にも国際学級の設置をのぞみます。

現在、東町小学校の国際学級は外国籍児童を対象としており、各学年 10 名を上限としておりますが、ここ数年、入学希望者は増加傾向にありません。他の小学校への設置拡大については今後のニーズを見極めながら、検討してまいります。

また、区立中学校への国際学級の設置については、引き続き東町小学校の国際学級を卒業する子どもの進路状況を踏まえ、必要性について検討してまいります。

37) 区立小中学校の海外派遣事業の拡大を

平成 18 年度から 9 回開催されている小中学校の児童生徒のオーストラリアへの派遣事業は、希望する児童生徒が多く、人気がある事業となっています。事業効果もきわめて高いと評価しています。しかしながら、各クラスでひとりと毎年派遣される児童生徒の数は限られています。希望する児童生徒が一人でも、海外での生の英語や文化に触れられるよう、事業の拡大をお願いします。

あわせて、テンプル大学を連携している国内留学プログラムですが、助成枠の拡大や、今までのノウハウを生かし、区主催の事業にするなど、希望する児童生徒が安価で英語、国際理解教育、コミュニケーション能力を高められるような取り組みをすすめていただきたい。

児童・生徒が異文化や外国に対する興味・関心をもち、英語学習への意欲を高めるなど、海外派遣による教育効果は大きく、毎年多くの応募があることも認識しております。しかしながら、参加人数を拡大することは、派遣先の新たな学校の選出、ホームステイ先の開拓、また、引率者の教員の増員などさまざまな課題があります。港区では、他の区とは違い、小学校で代表にならなかった場合には中学校で再度希望することができるほか、選に漏れた場合にも、テンプル大学の国内留学プログラムへの参加も可能です。

この国内留学プログラムは、テンプル大学主催の独自の小中学生向けの講座であり、早急な内容・日程の変更は困難です。今後、国内留学プログラムを教育委員会主体の事業とするなど、希望する小中学生のニーズに応じたプログラムへの変更について研究してまいります。

38) 夏休みの区立小学校の交換留学事業を

インターナショナルスクールの子供たちが、夏休みに日本の公立学校を利用することに対する障壁が高く（退学届を出さなければならないなど）、改善要望が毎年、多数寄せられます。法律上の問題とはいえ、インターナショナルスクールと港区の公立学校の交流はぜひとも進めていくべきことで、双方にとってプラスになるよう前向きに捉え、港区独自の交流事業として「夏季の公立学校への短期留学」を事業化するなどの検討をお願いいたします。

夏休みに、海外から日本に一時帰国する児童が、公立の日本の小学校に一時入学する際にも、「港区が一番グローバルで受け入れ態勢も整備されているだろう」と考えて調べると、「港区には受け入れ態勢がなく、大田区などが手厚い」と驚かれます。他区の状況なども

研究し、改善していただきたく要望いたします。

港区に在住し、学校教育法に基づく小学校以外の教育施設等に在籍する外国籍・重国籍児童及び、夏休みに、海外から日本に一時帰国する児童の保護者から、夏季の一定期間において区立小学校への入学の申し出があった場合は、一定の条件のもとで受け入れを行っています。

今後も、いただいたご意見等を踏まえ、可能な限りの受け入れを行ってまいります。

② 中高一貫校について

39) 中高一貫校の設置を

これまでも要望を出してきていますが、区内に中高一貫校を求める声が高いです。港区では、小中一貫教育を進めています。近隣の私立校の多くが中高一貫校であり、優秀な生徒を囲い込み、高い進学率をあげている現状では、多くの区立小学生が私立中学を受験していく現状を変えることはできません。公立の中高一貫が増えれば、状況は変わってくると思います。公立の中高一貫の国際バカロレア認定校などが設置されることを望みます。

中高一貫校の区立中等教育学校は、千代田区の区立九段中等教育学校がありますが、非常に高い成果を上げていると思います。本格的に研究を進め、計画を検討していただきたく要望します。

区教育委員会が所管するのは、幼稚園・小学校・中学校となっており、高等学校は東京都が所管しております。現在、都立高等学校附属中学校が5校、都立中等教育学校が5校あり、区立中等教育学校は千代田区に1校のみとなっています。

区立で中高一貫教育校を設置する場合、東京都との調整、指導力の高い優秀な人材とともに多額となる人件費の確保が大きな障壁となります。千代田区立九段中等教育学校での取組、その成果と課題を検証し、区の実態に合った学校の在り方について研究してまいります。

③ シチズンシップ教育について

40) シチズンシップ教育の充実化を

港区では昨年度から、社会を支える仕組みの根幹となる納税についての理解を深めるため、法人会や税務署などの協力を得て、小学校六年生を対象に租税教室を開催している

聞いております。また、キャリア教育や総合的な学習の時間での取り組み、ボランティア活動、地域防災訓練などを通して、主体的に地域社会にかかわる機会を設けているとのことです。今後は、こうした取り組みを更に深化させて欲しいと考えております。

そこで3つご提案致します。一つ目は、ボランティア活動をNPOや地域で活動する様々な方とより連携して進めることです。港区でも、一部の地域で商店街などの協力を得て、お店の手伝い等をしながらまちのあり方について学ぶ機会を提供していただいています。今後学校として体験先を拡大し、様々な地域で協力体制を確立していくことが必要かと思えます。

二つ目は、模擬投票の全校での導入です。近年、投票率は全国的に低下傾向であり、若年層、特に20歳代の投票率は顕著です。平成17年に出された「若年層の政治参加の促進に関する研究会報告書」によると、ある時に投票行動を経験すると年齢を重ねても同様に投票を行う傾向があるという結論が示されています。そこで、選挙制度や現在の政治が抱える課題などについて知識を得て、積極的に政治参加する姿勢を体得するべく、全校での模擬投票の実施をぜひ検討していただきたいと思います。その際、NPOなどの協力を得て、まちの課題を解決するためのワークショップなどを行うとより政治を身近に感じられるかと思えます。

三つ目は、現在、授業で行っている「まち探検」などの成果を発表する場を地域に設けることです。現在、区では子どもたちにまち歩きの機会を提供し、まちを学ぶ場をつくっていますが、今後はその成果をぜひ区民に向けて発表する機会をつくっていただければと思います。たとえば、港区で毎年行われているタウンフォーラムには100名近くの区民が参加し、将来のまちのあり方などについて積極的に意見を交わしています。今年度より、無作為抽出により選ばれた区民も参加するようになっており、これまでまちづくりに参加してこなかった方々からの意見を積極的に取り入れるよい機会になっているようです。例えばここに、子どもたちが事前に教室で話し合った「まちを良くするアイデア」を提案するなども考えられるかと思えます。そうすることで、子どもたちには将来、より地域に関わろうとする意欲が高まるでしょう。

子どもたちが、民主主義の根幹を支える選挙の仕組みや議会制度、租税の役割などを関連づけて学習することは、社会の一員としての自覚や責任感を育成する上で大変有効であると考えております。

(1) 職場体験

現在、区立中学校全校において、進路学習の一環として教育課程に位置付けて職場体験を実施しております。各地域の特性を踏まえて、商店街や企業等、多くの地域の力をかりて実施しております。実社会での体験を通して、生徒は自分の将来について見通しをもつことができている。また、一部の小学校においても商店街等の協力を得て、職場体験を実施しています。体験先の拡大につきましては、学校のニーズを踏まえ、検討してまいり

ます。

(2) 模擬投票

現在、小学校6校において社会科の時間に、全中学校においては生徒会役員選挙の際に、区の選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙さながらの模擬投票を行っており、投票行動をとおして、自分の考えを示すことの重要性を学ぶ、なくてはならない機会としております。今後は、模擬投票の取り組みを未実施校にも広げるなど、小・中学生の選挙への関心を高めるような実践的な取り組みを充実してまいります。ご提案の「まちの課題を解決するワークショップ」につきましては、学校のニーズを踏まえ、必要性について研究してまいります。

(3) まち探検の成果発表

現在、小学校1、2年生の生活科や小学校3年生の社会科において「町探検」を実施しております。生活科では、地域に親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにすること等を、社会科では、自分の住む町に関心をもち、町のよさや町の特徴について気付くこと等、学習指導要領を踏まえ、学習の目標としております。学習のまとめとして、各学校の実態に合わせて、授業参観等で保護者や地域の人に学んだことについて表現する機会を設けております。

④ 子どもの人権について

41) 「子ども人権オンブズマン」の設立を

学校現場でのいじめの問題が大きな社会問題となり、今年度は文部科学省の再調査により認知件数が約3万件も増え、小学校は12万件超と過去最多となりました。

港区では、子ども家庭支援センターの相談体制を充実させ、「みなと子ども相談ねっと事業」を展開するなど、いじめ対策を進めていることを評価しています。教育委員会から離れたところに、いじめのセーフティーネットを築くことが重要で、学校側の協力も欠かせません。

子どもの人権に対する社会の理解を深めていくことが重要です。日本社会では、子どもは大人の所有物であったり、管理するものという価値観が色濃くあり、日本の教育制度に「管理色」が強いことも指摘されています。本当に子供たちの目線にたっている校長先生や教員ももちろんいます。しかし、個々の人間性に頼った制度ではなく、子どもを一人の立派な人間として尊重し、子どもの人権を守る理念をきちんと掲げ、条例を整備し、理念をすべての事業で共有させていく制度の構築が何よりも必要だと感じます。その象徴的な機関として「子ども人権オンブズマン」の設立があると思います。

以前から要望していますが、いじめなどの相談に対応するために、弁護士などを交えた教育委員会から独立した第三者機関「子ども人権オンブズマン」を設立するべきだと考え

ます。子ども家庭支援センターがいじめの相談窓口となってしっかり対応して下さっていますが、そこから、深刻な虐待問題は児童相談所につないで、児童相談所が警察など司法や、医療やメンタルケアの専門家につないでいくように、深刻ないじめ問題は「子ども人権オンブズマン」につなぎ、必要な専門的支援につないでいく必要があると思います。実際にこうした機関が必要な時代だと思いますし、そうした機関があることが安心や、抑止につながっていくと思います。

学校側に12人も弁護士がついていて、子供たちの側についていない、というのは、客観的にみて非常に理不尽な状況であり、そうしたことを世の中がどう見るか、という視点が欠けていることに問題を感じます。

区は、いじめ問題への取組を進めるために、「港区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、区長が会長となり、教育委員会や学校、地域の関係機関、医師、弁護士などの専門家が共に、いじめの現状や防止、早期発見、早期解決に向けた取組について具体的な事例を挙げ、協議を行っております。

さらに、児童・生徒の生命にかかわるような事案や、いじめが原因により欠席が長期にわたる場合には、学識経験者等からなる「港区いじめ問題調査委員会」が調査するとともに、区長部局と教育委員会が情報を共有し、共に解決に向けて対応することになっております。この他、港区教育委員会には、附属機関として「港区教育委員会いじめ問題対策会議」の設置をし、防止に向けて取り組んでおります。

いじめや不登校、児童虐待、体罰で苦しむ子どものSOSについては、教育委員会の施策以外にも「みなと子ども相談ねっと事業」や子ども家庭支援センターの相談体制の充実により、子ども自身が権利の主体として問題解決に取り組めるよう支援しております。併せて、いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進など、区は、地域、関係機関との連携をより一層推進し、オール港区としてネットワークを強固なものにしてまいります。

⑤ 学校施設の充実を

42) 赤坂中学校、中之町幼稚園の改築計画の促進を

老朽化した赤坂中学校の建て替え計画、また、現在、赤坂中学校の校庭に仮園舎が置かれている中之町幼稚園の代替地について、早急に検討を進めていただきたく要望いたします。赤坂中学校では、PTAなどの努力で増加傾向にあった生徒数が再び減少傾向にあり、学校施設の充実は急務と考えます。また、中之町幼稚園の仮園舎も外からよく見えてしまうなど、こども施設としては不備な部分があり、代替地についても計画の目途が立たないなど地元の不安は大きいです。

平成 27 年度において、赤坂中学校と中之町幼稚園の改築に向け、基本構想と基本計画を策定しています。赤坂中学校の建て替え、また、中之町幼稚園については、保護者、地域の方々、幼稚園と本設園舎の完成まで、現仮設園舎で運営することで協議が整っています。

また、中之町幼稚園の仮設園舎は、幼稚園等と協議し、植栽工事や防犯対策の工事等を実施し、既に対応しております。

43) 御田小学校校舎の早期の建設、もしくは大規模修繕を

御田小学校は昭和 41 年に建設された古い校舎のため、施設の老朽化が激しく、様々な問題が生じております。最近では、給食室の上の階の教職員用トイレの汚水が給食室に漏れ出て、給食室が一時閉鎖になる等の看過できない事故も発生しております。もっとも、御田小学校はその立地条件から既存不適格となっているため、現状のままで、新校舎を建設することはできません。

そこで、御田小学校の施設の老朽化対処するため、近隣の土地を購入し、新校舎を建設することに早期に取り組んでいただくよう求めます。とはいえ、近隣に大きな土地が空かなければ、新校を建設することはできません。そのため、今できることとして、現在ある校舎の大規模修繕工事を実施し、配管等はすべて交換していただくとともに、給食室の上の階に教職員用トイレなどという問題のある部屋の配置等は改める等、より快適な校舎の整備も早急に検討・実施するよう求めます。

御田小学校の改築条件や整備手法を検討するため、大規模改修の可能性も含め、区有地等を有効活用した施設整備について、現在基礎調査を実施しています。この調査結果を踏まえ、具体的な対応策について検討してまいります。

給食室上の排水管漏水につきましては、漏水発生直後の平成 26 年 6 月に外部配管で敷地内土中から排水するよう改修いたしました。また、給排水管改修工事は、設備の大規模更新工事として夏季休業中の実施となるため、平成 28 年度、平成 29 年度の 2 期に分け計画しております。

44) 芝浦小学校の児童数増加へ対応を

芝浦小学校に通う児童が年々増加をしており、10 月に行われた運動会では保護者が入りきれませんでした。すでに教室を 5 つ増設することが決定していますが、それでもまだ不足状態は続きます。新しい土地を確保することはもちろんですが、新しい土地が確保でき、新校舎ができるまでの暫定措置として区内で受け入れに余裕のある小学校へスクールバスを出して送迎をすることをご提案します。

隣接する学校を選択することができますが、芝浦小学校のようにキャパシティを超え

てしまう場合には、港区内全体の中から受入可能な学校までスクールバスで送迎し、港区内全体として数を均すようにすることが良いのではないかと思います。

来年4月には、芝浦1丁目に港区最大規模の883戸のマンション「グローバルフロントタワー」が開設しますが、近隣の保育園、幼稚園、小学校といった施設がきちんと受け入れ態勢をとれるよう計画されているのか、確認をお願いいたします。

区の人口推計に基づく児童数の予測による、芝浦小学校の普通教室の不足に対応するため、平成32年度までは、特別教室等の改修により普通教室を確保いたします。

また、小学校につきましては、平成33年度以降の児童数の増加に対応するため、周辺の区有地の活用や新たな学校用地の確保など、様々な手法の可能性について、基礎調査を実施し、調査結果を踏まえ、児童受け入れのための具体的な対応策について、現在検討しております。

幼稚園につきましては、地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、分園を含む更なる受け入れ増の充実策を検討しているところです。

保育園につきましては、平成28年4月1日に、定員60名の私立認可保育園をこのマンション1階に開設いたします。さらに、平成28年4月1日に区立しばうら保育園で15名の定員拡大を行うなど、保育需要への対応を図ってまいります。

⑥ 教育委員について

45) 教育委員の人選を多様に

教育委員の年齢層や男女比、バックグラウンドなどが、もう少し多様になるよう配慮を求めます。

港区の住民層が大きく変わり、保護者が学校教育に求めるものも様変わりしてきています。いまの子育て層の経済状況、共働き状況の変化、それによる家庭というもののあり方の変化などに、教育行政が追いついていないように思います。世代間の価値観の隔たり、特に子育てに対する考え方の違いというものも大きいです。

保護者達と同世代の議員たちは、現場の保護者の声を直接受ける機会が多いと思います。しかし、「教育の政治からの中立性」ということで、一部教育委員会制度の変更があったものの、教育委員会制度は維持されています。議会からの教育に対する提言に一層の重きを置いていただくことが、現場の声の反映につながると思います。一方で、教育委員に期待されることは、教育ジャーナリスト、教育評論家的な、世界の教育、日本の教育現場に精通した広い視野に立った視点が重要になってくるのではないかと思います。

区議会議員は、全員がプロフィールや公約を掲げて選挙で選ばれ、HPにも自身に関する詳細を公表し、区民からのアクセスも随時受けられるよう連絡先なども公開していますが、

教育委員会の HP では、名前と任期しか記載されておらず、経歴や職歴すらわかりません。どういう考え方を持っている人たちなのか、どういう理由で教育委員に選ばれているのかもわからず、連絡先もわかりません。教育委員会の透明性を確保するためにも、こうした点も改善していただきたいと思います。

教育委員会の委員の任命については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」（以下「改正法と言う。」第 4 条第 1 項において、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されております。

また、改正法第 4 条第 5 項において、「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定されています。

今後も、委員の選出にあたっては、ご要望の点も踏まえて、幅広い視野の下で、適切に行ってまいります。

教育委員会の HP に委員の経歴等を掲載することについては、他の行政委員会の委員の状況や、個人情報保護の観点も踏まえて検討してまいります。

⑦ スポーツについて

46) スポーツ部門の区長部局への移管を

以前から要望していますが、スポーツは地域コミュニティーをつなぐ手段であったり、介護予防であったり、学校外の子供たちの健全育成に必要であったり、とすでに「教育」の枠を超えた重要なテーマとなっており、他の自治体でも動きがみられるように、区長部局への移管が望ましいと考えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、今年度から新たな教育委員会制度が始まり総合教育会議がスタートしました。新たな制度による教育行政の変化の状況も踏まえつつ、区長部局と教育委員会との連携のもと、多様化するスポーツ効用へ取り組むとともに、スポーツ部門の区長部局への移管についても検討してまいります。

47) 小中学校の一般開放利用の改善を

未就学児童の急増、園庭のない保育園の増加などにより、小中学校の校庭や体育館などの施設利用を求める声が急増しています。子供たちを運動させる場所が足りないからです。私立認可保育園などでは、運動会をやる場所の確保すら難しい状況であり、保護者たちが

ふだん運動が足りない保育園の子供たちのために、週末などを利用してスポーツイベントやスポーツクラブを企画しても、安全に運動させる場所が見つかりません。

小中学校の校庭や体育館施設は、現状では、固定団体が長期に予約をしており、新規の団体では予約することすらかないません。しかし、横浜市や千代田区などでは、公平性を期すために、ネット予約システムを導入しています。港区でも、こうした需要は今後高まる一方だと考えます。予約システムの改善を要望します。

「学校施設開放は、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のため、その使用を承認するもの」という範囲の中で、各学校がスケジュールを管理し、予約管理、申込受付などを行っています。

今後は、地域の方々や学校の意見を踏まえながら、施設予約システムも含めて、予約方法の改善について検討してまいります。

また、区立小学校の校庭及び体育館を活用し、「遊び場開放」を行っています。児童・幼児の身近で安全な遊び場として、子どもたちを交通事故その他の危険から守るとともに、健全育成を図ることを目的として実施しています。

⑧ 防犯ブザーについて

48) 防犯ブザーの改善を

現在、港区が区内の小学生に配布している「防犯ブザー」は、11年前の平成15年から導入している、ひもを引っ張ると大音量でブザーがなるというものですが、この「防犯ブザー」が壊れやすく、子供の安全を守ることに役立っていない、という声が多数寄せられます。

共働き家庭が増え、学童クラブが小学校から離れたところに設置されるなど、これまでのように、子供たちが下校して家に帰れば母親が待っているという状況から、親が子供のそばにいたくてもいられず、小さな子供が一人で長距離を移動せざるをえない状況が生まれています。子供を狙った犯罪や不審者情報も増え、保護者の子供の安全に対する心配も高まっています。

品川区では10年前から、区立小学校にKDDIのキッズケータイに品川区独自のカスタマイズを施した緊急通報端末「まもるっち」を支給しています。防犯ブザーとしての機能だけでなく、別途申し込むことで、通話機能やメール機能、セコム機能などを追加することができ、港区の多くの保護者から「まもるっちのような防犯ブザーを」という要望を受けています。

いまは、子供が登下校した際に、保護者の携帯に通知が行くシステムや、GPS機能を備えた防犯ブザーなど、さまざまな機種が開発され、試行的に導入する自治体も増えています。

近隣では、来年4月から目黒区が試行的に始めるということで、港区でも芝浦アイランドなどで試行が開始されると伺っています。

こうした現状を踏まえて、子供の安全と、親の安心のために、ニーズのある機能が付加された防犯ブザーへの改善を強く要望いたします。

区では、平成15年度から、児童・生徒への防犯ブザーの配付を行っておりますが、故障等の場合は、各小学校等で無償で交換することが可能です。

こうした防犯ブザーを含め、区ではこれまでも、防犯カメラの設置や緊急メール配信システムの充実など、さまざまな安全・安心対策を講じておりますが、今後も、GPS機能付きの防犯ブザーなどを含め、効果的な安全対策について調査検討してまいります。

⑨ 就学援助について

49) 就学援助を今年度と同様にすること

生活保護基準見直し以前の平成25年4月1日の生活保護基準で、来年度も対応していただきたい。平成26年度では、生活保護基準が見直しされ、区が対策をしなければ、52名への影響があるとされておりました。来年度においても、子どもたちの貧困対策だけでなく、学習支援としても、従来通りの対応を求めます。

国は、生活保護基準の見直しに伴いできるだけ影響が及ばないように、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた世帯については、引き続き要保護児童生徒援助費補助金の対象としており、引き続き適切に対応するとしています。

港区においても、平成28年度から子どもの貧困対策に全庁を挙げて取り組んでまいりますが、平成28年度就学援助の認定基準の見直しについては、これらの動向を踏まえ対応してまいります。

⑩ 学習活動支援保護者負担軽減事業について

50) 学習活動支援保護者負担軽減事業の見直しを

港区では、保護者負担を軽減させるため、学習教材や補助教材、また各種検定受験の負担をしています。消費税も上がっており、教材だけではなく、すべての金額の見直しをお願いいたします。

区では、学習教材、補助教材費、施設入場料、各種検定料等を保護者の所得に関係なく

均等に負担しています。これらの補助は他区にはない港区独自の取り組みです。

これ以上の充実については、さまざまな角度から慎重に検討してまいります。

⑪ 給食について

51) 学校給食における和食型の頻度向上を

文部科学省は米飯給食を週3回以上実施するよう推進しており、港区でも取り組んでいます。しかし、白米とお味噌汁やおかずが並ぶいわゆる「和食型」給食は週1回以上という指導になっています。ところが実際は、1ヶ月間で白米を1度も出さなかった学校もありましたし、スパゲティー、ホットドック、ハニートーストなどを3分の1の日数出している学校が過半数でした。今の時代、家庭でパスタやトーストを食べない子どもはほぼいないと思われませんが、焼き魚やうま味を使った一汁三菜の食事を食べている子どもたちは少ないのではないのでしょうか。ユネスコ無形文化遺産に登録された和食を区としても推奨していくべきです。

区では、国際色豊かな港区の地域性を生かし、児童・生徒の嗜好に留意しつつ、偏りがないよう食材料や調理法を取り入れ、献立作成を行っています。

和食献立の考え方は、米飯給食は週3回以上、白いご飯とおかず型は、週1回以上とし、白いご飯の範囲には、麦ご飯を含み、ゆかり、わかめご飯は含んでいません。

平成27年4月から10月までの小中学校平均で、米飯給食は週3.4回、パンは0.8回、麺は0.8回となっています。また、平成27年11月の白いご飯は、1か月4.8回です。

区では、今後も米飯給食の推進や食育に役立つ学校給食の献立作成に取組み、児童・生徒が楽しみにしているおいしい学校給食の提供を行ってまいります。

⑫ 特別支援教育について

52) 学習支援員制度の見直しを

今年度から、学習支援員の委託事業者が変わり、制度のあり方自体も、これまへの日常的に寄り添う形の支援から、苦手な学習場面を中心に支援する形への支援へ移行しました。結果として、一人の児童に配置される学習支援員の授業のコマ数が減りました。これについては、多くの保護者から異論が出ています。

区内の発達障害児の人口増に伴い、学習支援員のニーズも急増しており、実態に即した学習支援員の確保が求められています。

また、学級での指導責任者が学級担任であり、学級担任が学習支援員からの報告を受け

て、個人面談や保護者会などで必要に応じて保護者への様子を伝える、とのことですが、保護者たちからは、「学校の担任、学習支援員、保護者が連携できるように話し合いの場を設けていただきたい」という要望が強くあります。何ができて、何ができていないのか、できないことについて今後どうしたらよいかなど、子供の発達、成長のために話し合いの場を持ちたいという保護者の心情はよく理解できます。

こうした保護者の要望にきちんと応えられる制度を確立していただきたく要望いたします。

区では、通常の学級に在籍している発達障害（LD、ADHD、自閉症スペクトラム障害）等、学習について特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、学習支援員が個別の学習支援を行っています。学習支援員による支援を開始する際には、個別の支援計画を学校が作成し、学校の管理職をはじめ該当学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、保護者、学習支援員がその内容について共通認識を図っています。個別の支援計画には、一人ひとりの児童・生徒の学習に関する課題、指導方針や指導目標、具体的な支援方法などが掲載されており、担任と学習支援員が連携を図る上でも効果的です。これらの計画に基づいて、学校と学習支援員が十分協議し、活動を実施しています。

また、毎学期終了時点で、配置の継続、縮小、終了等の見直しも行っています。

現在、保護者、学校、学習支援員が連携できる体制は整っており定期的に実施しています。

53) 特別支援教室に関する区主催の説明会の開催を

来年度から、区内の全小学校に特別支援教室が設置され、発達障害等の児童が在籍校で必要な指導が受けられるよう、教員が巡回指導を開始する制度が開始することになりました。今後の学習支援員制度や特別支援教室のあり方、モデル事業として先行的に始めた6校での取り組みの実績や検証結果など、区の考え方を、多くの対象保護者、これから対象となる可能性のある保護者らは直接、教育委員会から説明を聞き、意見を伝えたいと考えています。

他区のように、区主催の「今後の特別支援教育のあり方」についての説明会を開催していただきたい。説明会の開催があることについて、未就学児や関心のある方々に広く周知していただきたいと願っています。

学校任せにするのではなく、教育委員会が責任を持って、区民に、港区の今後の特別支援教育の方針について説明する責務があると思います。他区で行われていることが、港区で行われていないことについて、保護者は不安に感じています。説明会の開催を強く要望します。

平成 28 年 4 月の区立全小学校の特別支援教室の開設に向け、その指導内容や指導体制につきましては、対象児童の特性等を十分に把握し、巡回指導教員や特別支援教室専門員、臨床発達心理士等と連携しながら決定してまいります。学校長のリーダーシップのもと、担任や校内委員会の意見を反映させ、保護者と連携し効果的な指導の実現に努めてまいります。

特別支援教室の周知につきましては、来年度に向けて、対象者へのお知らせを重点的にしているところです。臨時保護者会での説明会や、お知らせの配布、特別支援コーディネーターへの説明会などを開催してまいりました。特別支援教育の方針等について、就学前の保護者や一般の区民向けの説明会の実施に関しましては、検討課題とさせていただきます。

54) インクルーシブ教育の推進を

障害児が通常級で、健常児と一緒に学ぶ、インクルーシブ教育の取り組みが世界のスタンダードとなってきており、それを望む保護者も今後、ますます増えていくと思います。特殊学級や特別支援学校で個々の特性に応じた丁寧な指導の重要性もわかりますが、一方で、それよりも通常級で受ける刺激や、集団生活でのコミュニケーション能力の発達を重視する保護者の考え方にも一理あると思います。どちらを重視するか、という点についての科学的な検証がしっかりとされているわけではないと思います。通常級で学ぶことは、保護者にとっても大きな負担があると思いますが、子供のためと思えばこそであり、行政はその思いを理解し、できる限りのサポートをしていただきたいと思います。

ただ、一方で、通常級の中で障害児と一緒に学ぶことで、大きな学びを得るのは、そのほかの児童たちの方である、ということは、まぎれもない事実です。インクルーシブ教育の推進に一層の努力をお願いしたいと思います。

特別支援教育では、障害のある児童・生徒の自立や、社会参加に向けて主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高めることを目的としています。従って、生活や学習上の困難を克服するため、個別支援計画に基づいた個に応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要です。区では現在、小学校に 6 校、中学校に 4 校、特別支援学級を設置し、障害の特性に対応した多様な教育を行っている他、障害の有無に関わらず誰もが学びの共生社会を目指す「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、一人ひとりの個性や特性を十分理解した上で、指導や支援を行っております。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対しては、自分自身で見通しをもって学習できるように学習支援員による支援を、安全面での配慮が必要な児童・生徒の介助には介助員の配置も行っております。今後も、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

55) 「放課後等デイサービス」など民間療育の「小学校指導」を

未就学児の場合、こども発達支援「保育所指導」というものがありますが、就学すると、「放課後等デイサービス」になり、小学校への訪問指導はできなくなってしまいます。それぞれの児童に、かかりつけの「療育の専門家」がいることが多く、専門家による「訪問指導」を認め、学校の指導とも連携させることが重要と考えます。改善を求めます。

児童福祉法に定められる「保育所等訪問支援」は、保育園、幼稚園だけではなく、小学校、特別支援学校等児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。そのため、就学後も、利用は可能となっております。

三 障がい者支援について

① 発達障害支援について

56) 民間の放課後等デイサービスへの補助金の維持を

障害児や、発達に支援が必要な子供への支援を行う機関は、求められるサービスを提供するにはまだまだ不十分です。社会状況の変化などから、子供に障害があっても共働きをする必要性が生まれ、多くの保護者が放課後、自宅に保護者が不在の場合の場合、障害児が安心・安全に放課後を過ごす場が足りず、困っています。

これまで、区内には、民間の放課後等デイサービス施設が足りず、保護者らから誘致を要望する声があがっていましたが、今年度、区はこうした声を受け、港区の高い地価などを考慮し、開設の際の補助金制度を整備してくださり、多数の施設の開設が実現しました。しかし、まだ、中学生を対象にした障がい児の放課後デイサービスなどが不足しており、来年度もこうした民間施設に対する補助金制度の維持をお願いします。

平成 27 年度になり、港区では放課後等デイサービス事業所が複数開設し、定員に満たない事業所もあると聞いております。障害児の生活能力の向上のために必要な支援を行なう場として、放課後等デイサービス事業所が不足しているのか課題を整理し、今後、検討を行ってまいります。

57) 民間施設の紹介など相談体制の改善を

「発達支援センター」では、心理士の相談日を増やしたり、言語聴覚士、作業療法士を新たに配置するなど相談体制の機能を拡充してくださり、感謝しています。また、多くの保護者から要望があった就学を控えた児童のために、保護者との話し合いの時間に学務課の就学相談員に同席してもらう機会を設定するなど、積極的に教育委員会との連携を行ってくださって感謝しています。

一方で、上記の民間の「放課後等デイサービス」や、就学前の民間の「療育」サービスについてなど、多くの保護者が情報を探しています。こうした民間サービスについても情報の集約を行い、相談窓口で紹介していただいたり、HP にわかりやすく情報を掲載したりしていただきたく、要望いたします。

「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」は、民間の事業者が、それぞれの理念や方法で事業を行っています。それぞれの個性がありどの事業所に通所するかは、保護者が自身の意向により選択しています。

東京都福祉保健局のホームページでは、事業や所在地ごとにどのような事業所があるかについて検索可能です。発達支援センター相談室では、その点をお伝えするとともに、複数の事業所を広くお伝えしております。

58) 障害者福祉センターのあり方について

障害者福祉センターの利用における苦情などについて、区の障害者福祉課で把握し、改善に努めてください。センター内部で情報が止まってしまい、区が把握していない事例が多く、改善につながらないという声が非常に多いです。

障害保健福祉センターの利用における苦情等については、現在、障害保健福祉センターの職員が対応していますが、その中で、事業運営に係るものは、障害者福祉課とも相談しながら、対応するようにしています。

障害者福祉課では、障害保健福祉センターから、毎月、実績報告書の提出を受け、運営状況を把握しています。今後は、サービス改善に係る苦情等についても、報告を受けるとともに、各事業の保護者会には、積極的に参加しながら、情報把握に努め、業務改善につなげてまいります。

59) 「こども療育パオ」について

区の未就学児の療育を「パオ」に一任しているように見受けられますが、保護者のニーズはさまざまであり、民間の療育施設を選ぶ保護者も多数います。民間の未就学児の療育

施設の区内誘致を望む声も依然多いです。

「発達支援センター」の相談機能を強化してくださったおかげで、多くの情報が区に集約されるようになってきたかと思います。今後も、「発達支援センター」が発達障害児や保護者にとっての総合的な相談窓口となるよう（「パオ」が総合窓口となってしまうと、そこに所属しない保護者に必要な情報が届かず、また苦情が区に届かないなど、さまざまな問題が生まれてしまうため）、庁内や支援機関への周知を行い、連携を図ってほしいと思います。

未就学児の発達障害支援事業を「パオ」に任せきりにせず、区で情報を把握し、必要な支援の制度の構築を行ってくださるよう要望いたします。

民間の「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の障害児通所支援を利用する場合は、支所へ利用申請する、相談支援事業者へサービス等利用計画案作成を依頼することが必要です。どちらも、保護者や当該児童と面談し、子どもの様子や必要なサービス量の判断をします。

また、保健所では、1歳6か月児健康診査・3才児健康診査の結果等に基づいて必要に応じて、発達支援センターやこども療育パオと連携を取り相談に結び付けています。

今後も、未就学児の発達の支援については、子ども一人ひとりの健やかな成長に繋がるよう、各関係機関連携を図ってまいります。

60) 大人の発達障害支援の充実を

発達障害は、本人の自覚がないまま大人になるケースが多く見られます。「何度面接を受けても就職できない」「働いても1ヶ月で首になってしまう」などなんとなく生きづらさを感じているが、自分が発達障害である自覚のない方が気軽に相談に来られる場所が必要です。またその後、自分の特徴を知ることができる場・居場所になれる場を作っていただくことを望みます。

現在、発達支援センター相談室では、成人の発達障害の相談に対しては、本人や家族からの相談により医師や臨床心理士による面談を行い、本人の特性の気付きや生活に活かせる具体的なアドバイスを行っています。また、みなと保健所でも精神保健福祉相談にて、大人の発達障害を専門とした医師の相談を行っています。

今後は、自覚のない方へも支援できるような方策についても検討し、社会参加や社会的自立を視野にいた、発達障害者支援の充実を図ってまいります。

②優先調達方針について

61) 優先調達方針の拡大を

優先調達方針は障がい者の就労をダイレクトに支援することができる制度です。平成 26 年度の調達目標 5600 万円のうち、65%を物品購入に使い、役務の割合が 35%と非常に低い金額となっています。ペーパーレス化にともなうデータの PDF 化や、名刺・チラシのデザイン業務など、障がい者の方でもできる役務の仕事は多くあります。作業所に対して、どのような物品・役務が求められているのかを指導すること、民間企業に対して作業所への発注や雇用に関する積極的な働きかけをしていくことなどしていただきたいと思います。

民間企業をリードしていく立場からも、また区の優先調達方針の役務の割合を高めるためにもさらに優先調達方針を拡大していくことを望みます。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、区は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために、「平成 27 年度港区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成しました。

平成 27 年度は、ロビーを使っての障害者就労施設の紹介と物品の販売を行い、区民や民間事業者に対して周知を図っております。

今後も、区が求めている物品・役務について、障害者就労施設に知らせるとともに、障害者就労施設が受注するために、必要な支援を行ってまいります。

四 高齢者支援について

① 高齢者支援計画について

62) 施設整備や在宅介護支援体制の充実にむけ、需要調査に基づく区の対策をわかりやすく明示を

都心区ならではの特性として、港区では一人暮らし高齢者や高齢のみ世帯が多く、歳をとってからの暮らし方に多くの方が不安を抱いています。在宅介護を支援する体制が万全でない上に、特養などの公的施設は定員を上回る応募状況で望んでもなかなか入れない、というのが現状です。金銭的にかなり余裕がなければ満足した老後を過ごせないというのが区民の共通認識です。歳をとっても安心して暮らせる港区を標榜している区として、区民に安心してもらえるよう、方向性を明示してください。港区高齢者保健福祉計画においては、区の掲げる目標値と年次計画というかたちで示されていますが、ニーズの見込み量

と到達への道筋がわかりやすく区民に伝わるよう工夫をお願いします。

区は、高齢者人口や要介護認定者数の推移、特別養護老人ホームの入所申込者数や介護サービス利用者数等から、高齢者施策に対する需要を見込み、それを基に、目標値と整備計画を港区高齢者保健福祉計画に計上しております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者のニーズを的確に把握し、計画に計上した高齢者施策を前倒しも含め着実に実施するとともに、区民の皆さんに、よりわかりやすくお知らせできるよう取り組んでまいります。

② 高齢者ケア付き住宅について

63) 高齢者ケア付き住宅の供給促進を

港区の高齢者は、2015年の高齢者人口が約4万2000人なのに対し、2026年には約4万8000人強の増加と、約6000人強が増加することが見込まれており、さらにその内訳も、半数以上が75歳以上の後期高齢者になるとの推計が出ています。今後さらに高齢化が進む港区でも、高齢者が住まいへの不安を抱くことなく、慣れ親しんだ地域で周囲とつながりを保てる住まいであるサービス付き高齢者住宅の供給が今後より一層進むことを要望します。

区では、高齢者が将来、医療・介護を必要とした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民間活力を活用し、安否確認・生活相談を提供するサービス付き高齢者向け住宅の整備を推進しています。現在、区営住宅のシティハイツ六本木の改築に合わせて、サービス付き高齢者向け住宅30戸の建設を進めています。

今後もサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向け、区有施設の整備に合わせた整備の検討や、大規模開発の際の付置要請、民間事業者による整備の働きかけを行ってまいります。

③ 特養について

64) 特養の入所選考の改善を

特別養護老人ホームの入所選考は、優先度を数値化し順位付けしています。配点などは改定を重ね工夫していただいておりますが、ちょうど入所できるかどうかの点数に多くの方が並んでいます。その場合は介護度、年齢、居住年数でさらに順位を振り分けるのですが、少しでも公平で実態に即した選考となるよう、配点基準の不断の精査をお願いします。

また、現在は具体的な申し込み方法や選考基準などがインターネット上で見れません。応募書類を PDF データで公開するなど、詳しい情報が手軽に入手できるよう、利便性の向上をお願いします。保育園入園選考にならった透明性の確保、説明責任、利便性の向上を要望します。

現在の港区特別養護老人ホーム入所規準は、平成 27 年 4 月に改定し運用しています。要介護度、年齢、介護者の状況、居住期間などを点数化し、点数の高い方から入所していただいています。

現在は、特別養護老人ホームのご案内に入所基準を掲載し、申込者などに公開しておりますが、今後も入所規準や手続きについて、透明性、利便性の確保に努めてまいります。

④ 高齢者の買い物支援について

65) 高齢者の買い物支援を実用性のあるものに

いきいきプラザで実施されている高齢者の買い物支援事業は利用実績が芳しくありません。利用が進まない理由を精査し、改善してください。

芝地区総合支所ではモデル事業として平成 24 年度から虎ノ門いきいきプラザで高齢者買い物支援を実施し、平成 25 年度は神明いきいきプラザで追加実施してまいりました。実施回数も月 2 回から毎週開催とし、利用者へのサービスを充実してまいりました。その結果平成 25 年度では延利用者数 749 名でしたが、平成 26 年度は 1,687 名、平成 27 年度（4～10 月）は 1,232 名と順調にのびてきています。

今後とも利用者ニーズを把握し、買い物がしやすい環境や商品の品揃えなど工夫してまいります。

⑤ 「生活寮フレンドホーム高浜」について

66) 「生活寮フレンドホーム高浜」の早期の再建とフォローを

知的障がい者の生活の場である「生活寮フレンドホーム高浜」は、第一京浜からフレンドホーム高浜への道（高輪橋架道橋下区道）を 2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、第二東西連絡道路へと整備していくため、一時的に立ち退きをする事となっています。

自立のための訓練、親亡き後の緊急入所など、他区に自慢できる施設でした。今まで積み重ねた生活寮の歴史を大切に、今後建て変えられる予定の新施設を、これまで以上に障

害のある人にとって、大切な施設として、早く再建するとともに、入所する方の今後のフォローを強く要望します。

生活寮フレンドホーム高浜は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに行う第二東西連絡道路整備に伴い、建替えが予定されています。

このことから、生活寮の利用承認期間は5年間ですが、現在の利用者は利用承認期間終了前に退去していただく必要があります。

生活寮フレンドホーム高浜は、利用者にとって、大切な生活訓練の場であることから、今後、利用者や保護者一人ひとりから、退去後の生活に関してご要望等をお聞きしながら、退去後等に必要とされる支援について丁寧に取り組んでまいります。

⑥ 高齢者の活躍の場について

67) 高齢者の活躍の場の確保を

今後、ますます高齢社会になっていく日本においては、彼らの「定年退職後」のキャリアをどのようにサポートしていくのかも、行政課題の一つとなってきます。長年のキャリアを活かした就業やボランティアができること、また、人の役に立つことが実感できる仕事をつくっていくことが重要です。

区民の社会参加を支援する仕組みとしては「チャレンジコミュニティ大学」がありますが、こちらは、終了生がそこで学んだ技術や知識を活かす場が少ないという現状があります。「すぎなみ地域大学」では、内容が多岐に渡っていることに加え、受講者が修了後にどのような進路を選びたいかを明確にしてコースに登録するため、修了後の明確なプランを持って学ぶことができるようです。区として積極的に修了生のマッチングの機会をつくり、各部署が公募するボランティアや区が紹介するNPOなどですぐに活動を始めるようにサポートしてください。

区では、高齢者の就業支援について、港区シルバー人材センターや港区アクティブシニア就業支援センターを通じて取り組んでいる他に、チャレンジコミュニティ大学のカリキュラムを工夫しております。

現在、港区シルバー人材センターでは、これまでの業務に加え、高齢者のキャリアや経験を生かし地域や歴史に詳しい会員による区内名所旧跡を案内する歴史セミナーガイド事業や会員が講師となるカルチャー教室をみなとふれあい館事業として実施しております。

また、港区アクティブシニア就業支援センターでは、中高年の就業・職業紹介等とともに、シニア世代向けの再就職等支援セミナーを実施しています。あわせて、コミュニティビジネスの相談も受け付けております。

チャレンジコミュニティ大学では、修了後の活動に役立ててもらうために「区民協働」や「福祉分野」等の様々な行政課題や、シルバー人材センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動内容を講義として取り入れております。

⑦ リハビリテーションについて

68) 地域全体でリハビリテーションができる環境の整備を

リハビリテーションについては、港区には本格的な回復期リハビリテーション病院がなく、本当に必要な人にベッドが足りていないという現状があります。超高齢社会が本格的に到来し、ベッド数がますます足りなくなると想定される現状においては、病院を離れても普段の生活を支障なく過ごせる方をできるだけ増やしていくことが重要です。

そこで、この問題に対処する方法を2つ提案します。

一つ目は、区としてバリアフリー化を進め、彼らが自宅で安心して療養できるような環境づくりを行うことです。自転車用通路と歩道を分離し、歩道にはベンチなどを整備した上で電線を地中化、緑も植えた24時間楽しく散歩のできる道、渋谷区初台地区にある「ヘルシーロード」の取り組みを参考に、リハビリのためだけではなく、脳梗塞などの疾病予防や高齢者の生きがい創出にもつながるこうした環境を整えていくことが重要です。本年8月1日に国土交通省から「健康医療福祉のまちづくりの推進ガイドライン」が出され、その中核がヘルシーロードとして報告されています。超高齢化国家である日本、特に都心の港区が超高齢化問題を解決する都市整備を率先して行うことが重要です。

区では、バリアフリーに配慮した、誰もが安全で安心して移動できるよう電線類地中化を始めとした道路空間の整備を進める中で、道路緑化の充実にも取り組んでおります。

これから超高齢化社会を迎えるにあたって、地域特性を踏まえた道路整備や健康、医療、福祉と連携した街づくりが重要であると考えております。

今後も、高齢者や障害者等が参画する「港区バリアフリー推進協議会」等において意見・要望を聴取し、誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、生き活きと元気に暮らせる都市空間の形成に努めてまいります。

もう一つは、区内に回復期のリハビリテーションを行う専門の病院を誘致することです。同じく、渋谷区初台地区にある初台リハビリテーション病院や、世田谷区の世田谷記念病院回復期リハビリテーションセンター、大阪府の千里リハビリテーション病院などは、「ノーマライゼーション」の実現、高齢者や障害者が健常者と共に暮らせる安全で豊かな社会の実現を目指し、地域におけるリハビリテーションの拠点として機能しています。病院が

起点となり、行政や地域の様々な専門家と接続しながら、地域全体で在宅の患者さんを見たり、関連のサービスをまち全体で生み出して行く状況を整えているのです。港区においては、現在、このような回復期リハビリテーションの拠点となる専門病院はありませんが、区民の福祉向上のためには、地域での体制を整える必要があると考えます。国家戦略特区会議では都心に回復期リハ病院を中核とした都市機能向上モデル（健康医療福祉都市構想）が進められています。港区でその構想を実現するべく、病院を誘致し、地域包括ケアの核となる地域リハビリテーションを推進してください。

区は、退院後も在宅で継続して地域でのリハビリテーションを受けられるように、平成24年度から、区職員、リハビリテーション科診療所医師、高齢者相談センター管理者、訪問看護ステーション看護師、ケアマネジャー等で構成する「港区地域リハビリテーション推進会議」を設置し、医療と保健福祉関係者との連携を進めています。

また、東京都から区中央部の地域リハビリテーション支援センターとして指定されている東京慈恵会医科大学附属病院及び港区医師会と協力し、医療関係者やリハビリテーション従事者が受講できる医療と介護の合同研修会の実施や区内のリハビリテーションの連携体制を紹介する区民向けリーフレットを作成するなど、区民が安心して療養できる体制づくりを推進しています。

今後も、急性期や回復期のリハビリテーションを行う専門病院を拠点として更なる連携を進めてまいります。

五 平和、男女平等参画について

①マイノリティについて

69) マイノリティの声を活かしたまちづくりを

日本人の13人に1人の割合で性的少数者がいるという事実があり、一方で、「周りに性的少数者がいない」と答える人が83%います。このデータなどから読み取れることは、日本はまだ制度面でも精神面でも彼らの存在を真に受け入れる状態になっていないということです。行政はこのような、一般的に「生きづらさ」を感じやすい「社会的弱者」と呼ばれる人々の声に積極的に耳を傾け、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを行うべきだと思います。当事者による専門のチームを結成し、様々な行政サービスを一齐に点検する機会を定期的に設けるなどの方法で「声なき声」をすくい取る努力をしてください。

また、渋谷区で全国初の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」

が成立し、「パートナーシップ条例」が発行されることは、一つの転機だと感じています。こちらは港区でも早急にその実現可能性を検討頂くよう、重ねて要望致します。

区では、平成 22 年に区民参画手続ガイドラインを策定し、区民の意見を区政に反映する仕組みを構築しております。

港区障害者計画や港区国際化推進プランなどの計画を策定する際には、港区障害者地域自立支援協議会などの検討会や区民参画組織を設け、障害者や外国人など当事者の方々にも参画をいただき、計画の初期段階から当事者の方々の意見を反映しております。

今後とも、さまざまな環境にある区民のご意見、ご提案、苦情など、区民一人ひとりの声に耳を傾ける中で、区民ニーズの把握、分析に努めるとともに、区の施策に的確かつ効果的に反映させてまいります。

また、区はすべての人が性別にかかわらず豊かに自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、港区男女平等参画条例を制定しております。平成 27 年度からの第 3 次港区男女平等参画行動計画において、「性的マイノリティに関する意識啓発」が新たに事業として加わり、まだまだ人々の間に正しい理解が広まっていない性的マイノリティの方への偏見や差別をなくすため、当事者の方を招いた講座の開催や広報紙等でのコラムの掲載などで今後啓発を進めていく予定です。

渋谷区が今回始めた施策は、「パートナーシップ証明」を発行することにより、同性カップルを法的に認められた夫婦に準じた扱いとするものですが法を超えるものではなく、法は同性婚を認めておりません。现阶段では、区民生活への影響や渋谷区をはじめとする他の自治体の取組や動向について情報収集に努めており、港区は、区民等に対して理解と認識を深めるため、講座開催や広報紙での啓発を進めることが重要なことととらえ進めてまいります。

②審議会委員について

70) あらゆる審議会委員の女性委員参画率を早急に 50%とすること

区の目標として女性委員の参画率を 50%とすることを掲げていますが、現在、女性が入っていない、また少数である審議会については、女性の参画を早急にしていくこと、また、男女平等とするために、早急に男女半数にしていくことを求めます。

区は、平成 27 年度からの第 3 次港区男女平等参画行動計画において、審議会等委員の女性委員比率を、最終目標としては 50%、6 年間の計画年度間目標としては 40%、女性委員がない審議会等の数を 0 としております。

今後、審議会等を所管する各課に対しては、委員改選期に合わせて計画的に女性委員の

増加を進めるよう計画設定など支援しながら、目標達成に向けて進めてまいります。

③平和展について

71) 平和展の充実を

毎年8月に開催されている平和展ですが、多くの区民に平和の大切さを実感していただくため、各会場にスタンプラリーの設置や平和の活動をしているNPOや市民を巻き込んだ展示ブースの拡大をし、区民に足を運んでもらえるような平和展に改善してください。

平和展については、昭和60年に核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って港区平和都市宣言をしてから、当初は原爆被爆展として実施したものを平成6年から平和展として毎年実施しております。現在は、戦争・被爆体験を忘れることなく未来へと語り継ぎ、平和の大切さを改めて考える機会を区民の皆さんに近くの会場で提供するため、各総合支所ごと5会場で開催しております。毎年、テーマを決めて企画するほか、区所有のもののほか広島市、長崎市、東京都等から借用した展示物を、前年と同じ展示にならないよう会場を変えて、限られたスペースに創意工夫しながら実施しております。

平成28年度においても、できるだけ多くの区民の皆さんに足を運んでいただけるようご要望も参考に充実に努めてまいります。

六 まちづくりについて

① 老朽化マンション対策について

72) 老朽化マンションに対する実効性のある支援策を

港区では建て替えが困難な老朽化マンションが今後ますます増えていきます。高さ制限の導入に際し、総合設計制度は対象外となりましたが、敷地面積が確保できないマンションの建て替えをどう支援していくのかが見えてきません。マンションの適正管理や建て替えについて、実効性のある支援策を示してください。

区では、老朽化したマンションの建替えに際し、区分所有者の合意形成を促進するため、技術的な専門家の派遣や劣化診断助成を実施しております。また、建替え計画案等の作成助成や建替え費用の助成など、様々な支援制度を用意しております。

平成 27 年 6 月には、耐震化が必要な分譲マンションの建替えについて、一定の空地を整備することなどにより、容積率を緩和する基準を定めました。法令要件として敷地面積の最低限度が定められているため、これを緩和することはできませんが、他の支援制度の活用が考えられます。

引き続き、老朽マンションにかかる支援制度等の積極的な普及・啓発を行い、建替えの促進に努めてまいります。

② マンション課について

73) マンション課を創設し、マンション住民の自治促進を図る政策を

港区では 9 割が集合住宅に住んでおり、老朽化マンションの建て替え問題をはじめ防災、地域コミュニティづくりなど、マンションならではの独特の共通課題を抱えています。こうした問題に総合的に取り組み、マンション住民の声をすくいあげ、効果的な政策を展開していくためにも、マンション課の創設が必要と考えます。

また、「地域の課題は地域で解決する」このスローガンは、平成 18 年 4 月の支所改革以降の区の根本的な方針です。

区民が地縁組織である、町会・自治会に加入し、地域のために活動するにあたり、この方針に基づいて区から補助金として交付される、「港区町会等補助金交付要綱」は地縁組織の活動の重要かつ貴重な活動資金となっています。

この補助金が支給される町会や自治会の支給基準につきましては、集合住宅は 4 分の 3 以上、町会は 2 分の 1 以上とで加入世帯数に差があります。

小規模なマンションだと、3 / 4 以上の世帯の加入要件は簡単に成立させることができるため、最小では 4 世帯の自治会があるとも聞きます。

大規模集合住宅であればあるほど、住民の合意を得るのは容易ではなく、時間もかかります。しかし、時間がかかればかかるほど、住民の転出転入によって構成メンバーが代わってしまい、補助金を受け取るための集計分子の居住実態に対する再調査も必要となり、正確な会員数の把握がますます困難となります。

つまり、集合住宅の自治会設立において最小単位に関する制限がないということは、小さな集合住宅の自治会が林立することを区が容認しているということになりかねません。小さいマンションの自治会は作りやすく、大規模なマンションの自治会は作りにくい仕組みが今の仕組みです。

町会も集合住宅も公平に 2 分の 1 の加入条件とすることを要望するとともに、集合住宅の自治会設立における最小単位の規制を行う一方で、大規模集合住宅の自治会設立の過程における設立支援策を講じて頂けるよう強く要望します。

地域コミュニティの要となっている町会・自治会の活動は、いきいきとした住民同士のふれあいや地域の助け合いを生み出し、まちの防災対策や生活安全、環境美化、高齢者や子どもたちの見守りの充実にもつながっています。

マンションの居住者と地域との円滑なコミュニティを推進するため、町会・自治会への加入促進や「広報みなと」、「港区ホームページ」さらに各支所が発行している「地域情報紙（誌）」等を通じて、町会・自治会などの住民組織の活動を紹介することで、その活動への理解を深め、マンション居住者をはじめ地域のみなさんに住民組織への積極的参加を呼びかけております。

また、平成 27 年度から一定規模以上の集合住宅の自治会への補助金交付要件である世帯加入割合を引き下げ、総世帯数 501 世帯以上の集合住宅について、自主的な地域活動をしている場合は、375 世帯以上の加入があれば、補助金交付対象団体と認め一定の割合で補助金を交付する制度を導入しました。

この制度により、大規模な集合住宅において、総世帯数の 4 分の 3 以上の加入を満たさなくても補助を受けることが可能となります。（例えば、2,000 世帯の集合住宅の場合は、割合からすると、18.75%（16 分の 3）の自治会加入割合で補助金の交付が認められます。）

なお、町会と同じく、集合住宅についても 2 分の 1 以上とすることについては、区内各地域の事情が異なることや、既に町会の一員として地域活動に参加している集合住宅もあることから、今後も、地域の実情を踏まえて検討してまいります。

③ 水辺空間について

74) 水辺空間の活性化を図る施策を

水辺空間は、私たちに安らぎと日常の空間を与えてくれます。

東京都では舟運の活性化を都市計画の柱として明記し、様々な策を講じることとなっておりますが、その多くの計画は隅田川、日本橋川等河川と羽田空港などが中心となった計画であり、残念ながら、港区の運河が抜け落ちております。

今後、待っているだけでは、港区は取り残されてしまう可能性があります。「港の区」として、水辺空間の大胆な活性化計画を立て、都や国に提案することを望みます。

1) 国家戦略特区として、海上運送法の旅客不定期航路事業の規制緩和を国に求め、水上タクシーなど多様な舟運事業の参入を促すよう要望する。

区は、東京都が 8 月に立ち上げた、学識経験者、東京都、港区を含む都心・臨海部の九区と舟運事業者で構成する「水辺空間活性（舟運）ワーキンググループ」に参加することで、この検討に積極的に関わっています。ワーキンググループ内で連携を図りながら、水

辺空間を活用した舟運の活性化について検討を進めてまいります。

2) 防災護岸（切り下げ護岸）を多様な舟運の離発着に利用できるよう都に要望して欲しい。

区内の切り下げ護岸については、東京都が維持・管理をしています。現在、東京都は平常時及び災害時において既存の栈橋や防災船着き場を活用した、水上輸送計画の策定に着手しています。区においても、切り下げ護岸が複数存在することから、平常時及び災害時に船舶の離発着に利用できるよう東京都と調整を進めてまいります。

3) 運河内に小型船舶の発着ができる防災栈橋を設置し、平時においては背後地の活性化を図る施策を進めてほしい。

運河内に既設されている栈橋については、災害時における船舶の離発着地として使用できるよう、区と栈橋所有者との間で栈橋利用に関する協定を締結しています。このことから、運河内に区独自の防災栈橋を設置することは考えておりませんが、現在、東京都が平常時及び災害時における既存の栈橋及び切り下げ護岸を活用した水上輸送計画を作成中であることから、区においても水上輸送計画の実効性の確保について検討を進めてまいります。

4) 護岸の手すりの緑化推進。

運河沿の護岸（運河沿緑地）は、地震や浸水などから埋立地を守るため、東京都が耐震護岸として整備した施設で、護岸の運河側の部分は防水構造にする必要があり、上部をコンクリートやタイルなどで舗装しています。また、これらの護岸については、耐震護岸としての機能を保全するため、設置できる施設の種類や荷重の制限があります。

区では護岸への出入り口が確保された箇所から東京都と護岸上部の維持管理に関する協定を結び、護岸を運河に親しむ空間として一般開放するとともにその維持管理を行っています。

護岸の手すり部分（転落防止柵）を緑化するために護岸の舗装を撤去して植栽地を作ること、耐震護岸の保全規定によりできません。また、護岸上に連続してプランターを置き、植物を育てる場合は、夏場など日照による乾燥が激しく、自然の状態で植物が生育できる環境ではありません。これらのことから、運河側の護岸の手すり（転落防止柵）を緑

化することは困難な状況です。今後とも運河沿緑地内の陸側に設けられた植込み部分の緑化の充実に努めてまいります。

5) 橋の下が暗いことが、夜の運河を暗くしている。橋の下の水面を照らし、反射で橋を明るく浮き上がらせる照明を行って欲しい。

橋や道路における照明は、夜間において、道路状況や交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、交通の安全や円滑を図る事を目的に設置されております。

また運河において、水面を直接照らす場合は、管理者である東京都港湾局や、船舶の航行を管理する海上保安庁の了解が不可欠です。

地域の企業や大学、地元の方々が一体となって、社会実験などに取り組まれる場合などでは、区は管理者との協議等を含め、協力してまいります。

④ お台場の海の水質調査と水質の更なる改善を。

75) お台場の海の水質調査と水質の更なる改善を

今年も、お台場で特別に海水浴場が設けられましたが、「普段は基準を満たしていないから遊泳禁止」や「顔をつけてはいけない」という条件がTVや新聞で報道されていることで、TV・新聞、ネットで「子どもたちを危険な目に遭わせている」、「子どもを実験台にしている」など批判は今年もありました。

お台場は、五輪トライアスロンの会場でもありますし、何より「お台場を泳げる海へ」というのは地域の方の希望や願いでもあります。

しかし、地元の方からは、朝ハゼ釣りに行くと屋形船が流したてんぷら油が岸に大量に流れついていたという話は日常の話として聞きますし、東京都港湾局においてはお台場で実施していた高濃度酸素溶解水放出による水質浄化実験を中止したのち、オリンピックに向けてお台場の水質浄化策は白紙と聞きます。

現在、港区が実施している運河やお台場の水質調査の回数と内容（水深別、エリア別、天候別、季節別）をより濃いものとしていただき、それらデータを元に東京都港湾局に対して水質改善策を強く求めていただくよう要望します。

お台場の水質調査については、平成28年度より、区民が水辺に親しむ機会の多い夏季の水質状況をより詳細に把握するため、7月、8月の調査日を4日分増加します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、区民にもっとも身近な水辺であるお台場周辺海域や運河の水質を浄化するため、国や東京都等に対して水質浄化

に向けた取り組みを加速するよう要望を行ってまいります。

⑤ 古川について

76) 古川の水質改善を

浚渫を行いヘドロの除去を行ってください。そして、護岸の景観を整え（ホームレス対策等）、和船等で一橋公園から芝浦などへ行ける観光施策を行ってください。

これまでも、古川の清流復活・再生に向け、東京都や関係区と連携を図り、平常時の水量確保に取り組むとともに、東京都下水道局に対し、汚濁物質の古川への流入防止措置等、合流式下水道のより一層の改善を要望してまいりました。

古川にはヘドロの堆積はほとんどないため、浚渫の必要はありませんが、これに代わるものとして、流れを滑らかにするための流路整正の実施や、平成 27 年度からは河床部の凹凸を解消することによる水質の向上に向け、古川の河床整正に取り組んでおります。

今後とも、古川の水質改善に向け関係機関と連携を図り、対策を推進してまいります。護岸の整備につきましては、東京都に要望してまいります。

また、観光振興ビジョンに基づき、水辺資源を活用した観光施策を検討してまいります。

⑥ BRT について

77) BRT 導入に対し、積極的な提言を

BRT の導入を積極的に推進してください。港区にとって利益のあるものとなるよう積極的に都への提言をお願いいたします。

BRT につきましては、新橋・虎ノ門付近などの都心部と台場地域を含む臨海副都心とを結ぶ魅力的で重要な交通機関と考えております。

これまで区は、ルート、サービスレベル（運行、施設、料金等）等に関する基本計画を策定することを目的とした「都心と臨海副都心とを結ぶ BRT 協議会」に参加し、関係者とともに検討を行ってまいりました。

今後とも、東京都や関係区と協力して検討を進め、区に有益となるよう、環状 2 号線周辺における JR、東京メトロなどの公共交通などとの接続等について、東京都へ要望してまいります。

⑦ ちいばすについて

78) ルートや運用の改善を

ちいばすを、子供たちの交通手段として利用しやすいように、改善するべきと考えます。特に、以前、請願にもありましたが、学校選択制をとっている以上、バス通学の子供たちも多数おり、朝の通学手段となりうるよう、始発時間を早めるべきです。

また、以前から要望していますが、駅から遠い保育園の前を通るように路線を見直すなどの検討も必要です。

また、「ちいばす」は、ベビーカーや車いすの利用が多いため、降車口付近の座席をなくし、ベビーカーや車いすの優先利用場所にしてほしいという声を多くいただいています。そうした方が多くの方に有益であるのならば、改善を検討すべきではないでしょうか。

ちいばすの運行時間については、路線ごとの乗降者数調査等を実施し、サービス向上と運行に伴う経費の採算性のバランスに配慮しながら、実現可能な改善項目から対応していくこととしております。

ちいばすの車両については、すべて車椅子やベビーカー対応となっており、車椅子やベビーカーのスペースは中型車両で2台分、小型車両で1台分あります。

また、座席は、体の不自由な方や高齢の方などが優先して利用できるよう全席優先席としています。そのため、座席を畳んでの運行、座席をなくし、ベビーカーや車いすの優先利用場所を設けることは困難と考えております。

79) 子供料金が二人まで無料なのに三人目から有料となる運賃制度の改善を

ちいばすの子供料金が、二人目までは無料なのに、三人目から有料となっています。少子高齢化に悩む先進国では、たいていたくさんの子供がいる家庭には負担軽減策をとるもので、港区でも政府の多産奨励の方針に沿い、今年度から保育園や幼稚園の保育料を第二子以降無料化に踏み切りました。こうした時代や、区の方針に逆行する運賃体系を早急に見直していただきたく、要望いたします。

幼児運賃については、国土交通省が定める標準運送約款に規定があり、路線バス運行事業者として株式会社フジエクスプレスが国土交通省の認可を受けて運送約款に定めているものです。運賃体系を変更するには、株式会社フジエクスプレスの約款の変更が必要になります。

⑧ バリアフリーについて

80) バリアフリー化の推進を

2020年パラリンピックの開催地でもあり、公共施設のバリアフリー化を徹底する必要があります。区では昨年、バリアフリー基本構想を策定しました。その後、高齢者、障害者、ベビーカー利用者によるまち歩きを行い、課題検証もしていただいておりますが、エスコートゾーンが必要と思われる横断歩道など、改善が必要な箇所が存在します。バリアフリー化が必要な場所をピックアップし、着実な整備をお願いします。

また、東京都知事が「東京に歩道橋はいらない」と宣言されていますが、歩道橋や地下通路は、ベビーカーや車いすが通行できず、急速に高齢化が進む港区でも大きな障壁となっています。積極的なバリアフリー化の推進をお願いいたします。

平成26年9月に策定した「港区バリアフリー基本構想」では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、ユニバーサルデザインや国際化などを念頭にハード・ソフトの両面でバリアフリー事業を促進することとしております。

平成27年3月には、公共交通事業者及び道路・公園等の施設設置管理者それぞれが、駅や道路等のバリアフリー化が必要な箇所を洗い出した上で、詳細な年次計画をまとめた「港区バリアフリー基本構想 特定事業計画」を策定しました。

今後は、「特定事業計画」に基づき各事業の進ちょく管理及び評価・見直しを継続的に行い、各施設設置管理者と連携して整備を進めてまいります。

既存の歩道橋や地下歩道へのエレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化は、設置スペースの確保などの課題があることから、単独で整備することが困難な状況もあると聞いております。

そのような場合、沿道の方々の協力とともに周辺開発やまちづくりの計画に合わせて整備を進めていくなど、国や東京都とも連携し、実現を目指してまいります。

また、周辺環境の変化や利用状況などから必要がなくなった歩道橋については、順次撤去し、横断歩道化を検討することについて道路管理者に要請してまいります。

⑨ 自転車シェアリングについて

81) 自転車シェアリングのポートの設置拡大を

港区で簡単に自転車駐車を増やすことが出来ない理由の一つに、大規模なまとまったスペースをなかなか確保できないことがあげられます。対して、バルセロナやパリなどヨーロッパ各地の自転車シェアリングで導入しているのは、市内に数百箇所の小さなポート

を設置する方法です。大規模な駐輪場から小規模のポートにシフトし、スペースの問題を解決しつつ、利用者の利便性を高めています。

港区でも、今後自転車シェアリング専用の小規模なポートを設置すると聞いていますが、その際、既存の自転車駐輪場、それにバス停や駅などに隣接して設置する他に、事業者や民家の軒先などもお借りして、できるだけ多く設置していくのが良いと思います。町会や自治会などにもご協力をお願いし、区内の空いているスペースを早急に確保していく必要があると思います。自転車に輪型の専用器具を取り付けるなど、簡易版のポートをつくっても良いでしょう。

自転車シェアリングのポート設置につきましては、利用状況の分析結果等を踏まえ、区有施設や観光施設等、区内全域に拡大するとともに、平成 27 年度に 50 ポート・500 台、平成 28 年度には 100 ポート・1,000 台を配置することとしており、拡大を図ってまいります。自転車シェアリングのポート設置につきましては、利用状況の分析結果等を踏まえ、小規模なポートも含め区有施設や観光施設等に効果的に配置し、利便性の向上を図ってまいります。

⑩ 緑化推進について

82) 市民農園の整備を

屋上緑化に対する助成を行っている現状から一歩進め、技術的な課題を解消した上で、ビルの屋上を菜園にする取り組み、また区内の様々な場所を市民菜園として整備してください。

屋上に菜園などの緑化施設を設けることは、一定の厚さの土壌を確保しなければならず、そのための荷重等構造上の課題や、屋上菜園へ行き来するため建物内を多数の人が通過することからのセキュリティ上の課題があり、実現が難しく、屋上を緑化する場合は、そのほとんどが荷重負荷の少ない薄層の土壌で生育できる芝生や地被類の植栽となるのが実情です。

このように既存建築物での屋上の菜園整備には、多くの課題がありますが、新たに計画される大規模な建築物での緑化指導において、菜園等の整備も誘導してまいります。

83) 緑化のための資金を確保すること

ロハス発祥の地として名高いアメリカ・ボールダーでは、過度な開発を防ぎ、長期的な視点で豊かな住民生活を実現させるため、予算のうちの一定程度、決まった枠を設けて、

計画的に緑化を進めています。結果、都市部であっても一定程度の自然が確保され、住民は緑に守られた生活を享受しています。「ロハス」としてブランド力を持ったこの街には環境関連企業を中心に多くの投資がなされ、一年を通してたくさんの観光客が訪れます。

環境関連施策は長期的な視野で取り組むことが重要です。「環境先進区」としてのブランド力を一層高め、環境施策を計画的に推進していくために、基金などの一考の余地があると思います。行政だけでなく、「クラウドファンディング」等を活用して、港区に働き、学び、暮らす多くの人に幅広く協力を求めることも可能かと思います。

区は、現時点では、環境のための基金やクラウドファンディング等は考えておりませんが、緑化基準に基づき、都市部における建築計画や大規模開発等の際には、既存の緑の保全や新たな緑の創出に積極的に取り組んでまいりました。緑化のための資金確保の重要性は認識しておりますが、都市部においての実質的な緑化を進めるため、屋上緑化や壁面緑化など立体的な緑の繋がりも図りながら、緑化の推進を誘導してまいります。

⑪ 公園について

84) プレーパークの常設化を

現在、年数回の開催であるプレーパークを、子供が急増し、ニーズがピークにある今、一刻も早い常設化を進めてください。

以前、まちづくり支援部がつくった冊子「子どもの遊び場づくりの20の提言」を実現させてください。「子育てするなら港区」をうたうのであれば、子どもの目線に立ったまちづくりが不可欠です。

常設のプレーパークがあれば、園庭のない保育園や学童クラブの自由な利用も可能になります。特に4～6年生の遊び場としては最適です。区内の子供たちの体力低下は深刻です。港区で大きな問題である孤育ての解消にもつながります。高齢出産で、子供たちを連れて一緒に公園で遊ぶのも体力的にきつい母親が多いという現状があります。また、公園に行くにも待ち合わせをしなければ、同世代の子供たちに会えない現状があります。地域のコミュニティーづくりにも貢献できます。

区が明確な目標を持って進め、民間の力も借りながら必要な支援をしていかなければ、機を逸してしまいます。区民の力によるプレーパーク事業の展開は理想的ですが、港区の特色というものも考えて、区民の力と民間の力をうまく使いながら、今あるニーズにしっかり応えていただきたいと思います。

平成23年3月に策定した「プレーパークの基本的な考え方について」では、プレーパーク事業について、最終段階として住民組織による自主的な事業の運営とする事業目標を示

しています。今後区は、住民組織が独自にプレーパーク事業を担えるよう、組織の育成と拡充を支援するとともに、住民組織の事業の実施をバックアップするため、NPOや児童館によるサポート体制を整えることにより、プレーパーク実施日を段階的に増やしてまいります。

85) 公園の多様な利用を

臨海部では、バーベキューができる都立公園、区立公園が多数あり、週末は大勢の人で賑わっています。しかし、残念ながら港区内には一箇所も公営のバーベキュー施設はありません。

区立公園には震災時に備えた「かまどベンチ」なるものがありますが、実際の使用に関し、水道施設が併設されていない、組み立てに特殊工具がいるなど、多くの問題があります。これに比べ、バーベキュー施設は、震災時に炊き出しができる体制作りを平時に行うことでもあります。

区民のリクリエーションと地域のコミュニケーション作りにも役立つバーベキュー施設を区立公園内に作ることを要望します。

区立公園の多くは規模が小さく、一般の公園利用とバーベキュー施設の利用の両立を図ることは困難だと考えております。また、区立公園のほとんどは住宅地に設置されており、駐車施設もないことから、バーベキュー時の排煙や騒音、資材搬入のための自動車の駐車など、公園付近にお住まいの方についても配慮が必要です。

こうした理由から、施設の恒常的な設置は困難と考えておりますが、イベントの開催時など、一時的な利用については占用規定を緩和するなど、公園でのバーベキュー利用についても検討してまいります。

七 オリンピックについて

①市民ボランティアについて

86) 2020年オリンピック・パラリンピックに向け市民ボランティアの充実を

今後、区としてボランティアの育成にさらに力を入れていくのであれば、「観光ボランティア」のように個別募集を行わず、総合的に、広範囲な「市民ボランティア」を募集し、活動の担い手を育成するべきだと思います。地域に潜在するボランティア活動の担い手を

発掘し、彼らに登録していただいた上で、観光の他にも制度の隙間の支援を必要とする高齢者や障害者等のサポートができる人材を各地域に育成します。その際、例えば区が各課に対し、求めるボランティアの領域を示すように伝えた上で、各部署がメニューを出し、その上でコーディネーターなどが各人の希望に応じてマッチングするなどの方法も考えられるでしょう。

また、講演会・シンポジウムの運営やシーンボイスガイドのような、障害者ができるボランティア活動もたくさんあります。体制を整え、充実させることで、これまで積極的に参加してこなかった方のマッチングも可能になります。

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今、区民のボランティア活動に向けた機運は非常に高まってきていると感じます。オリンピック・パラリンピックまでの6年間を効果的に使い、港区における成熟したボランティアの実現を目指すべきです。

オリンピック・パラリンピック競技大会を4年後に控え、区民の皆さんのボランティア活動に対する関心や、参加意識は高まっています。

区は、これまで、みなとボランティアセンターによる様々な分野のボランティアの育成や、観光ボランティアの充実などに取り組んでまいりました。

こうした取組に加え、今年度は新たに、港区ならではの事業として、外国人を含めた国際防災ボランティアを募集いたしました。

今後も、大会開催に向け、区を挙げておもてなしの心を醸成し、国の内外から訪れる方々を温かくお迎えできるよう、ボランティア人材の裾野や、また、その分野を広げる取組を一層加速し、充実させてまいります。

八 産業振興について

① 創業支援について

87) 新規開業賃料補助事業など助成事業で支援した企業の追跡調査を

新規開業賃料補助事業やアドバイザー制度など港区として創業支援を行っていますが、現状は支援を行ったままで終わってしまっています。補助金を出して終わりとするのではなく、その企業が数年後、どのように成長しているか調査すべきです。様々な理由から、成長した・倒産したなどの状況が生まれますが、追跡調査をすることで、区の制度がどれほど意義があるのか、どのような支援が求められているのか確認することもできます。ま

た次年度以降の企業認定の参考にもなります。

賃料補助を行った事業者に対しては、補助の年度の更新の際に「事業実績」「事業現況」「今後の展望」などの事業報告書の提出を義務付け、補助実施後の状況の把握に努めております。25年度では95%、26年度では90%の新規事業者が、1年以上事業を継続していることは把握しておりますが、2年目以降の状況把握は手薄となっております。

新規事業者の状況を把握・蓄積・分析し、これを区の中企業振興施策に反映していくことは、重要な視点であると考えており、今後、新規事業者の状況を継続して把握するための手法などについて検討してまいります。

88) 創業支援の継続的支援を

ベンチャービジネス及び創業支援に平成26年度はたった564万円しか決算されませんでした。資金力のないベンチャー企業は、創業し継続することは非常に困難なことで、継続的な支援が求められます。まずは、現在1年間しか利用できないアドバイザー制度を、2年間に引き伸ばしていただきたいです。

また、創業セミナーなどさらに開催頻度を増やしていただきたいです。

創業後1年以上経過した方に対しては「出前経営相談」という制度をご利用いただくことで、年3回まで無料で相談を受けることが可能となっております。

また、創業セミナーについては、平成17年度から実施しており、毎年上半期を下半期に3回ずつ、計6回開催するなど、創業支援の充実に努めております。

今後も、参加実績等を鑑み、開催件数について検討してまいります。

89) 産業振興センターにバーチャルオフィスを

港区で登記したいけれども、賃料が高いために断念する起業家は非常に多くいます。そこで、平成33年に新設される産業振興センターにコワーキングスペース機能がつくことになりました。非常に有意義な取り組みです。さらにバーチャルオフィス機能をつけることを要望いたします。コワーキングスペースは実際のスペースが必要ですがバーチャルオフィスであれば実際のスペースは必要ないため、施設を新たに作る必要がありません。

港区で登記をする企業を増やしていくためにも産業振興センターがより活発に、港区の産業振興に寄与する施設となることを要望します。

(仮称) 港区立産業振興センターに設置する「コワーキングスペース」は、創業者への支援はもとより、交流・連携を図ることのできる、新たな「気づき」の場として、既存中

小企業者にも活用いただく想定をしております。

バーチャルオフィスについては、資金力に乏しい創業希望者が個人宅を事業所として開業する場合など、生活の場と切り分けた事業展開が図れるなどのメリットがありますが、銀行口座開設や信用保証を受けることが困難であるなど、企業所在地に事業実態が伴わないことによる弊害も考えられます。

バーチャルオフィスについては、現在、導入を考えておりませんが、今後の社会情勢の動向などを注視してまいります。

② 観光施策について

90) 観光情報発信ツールの多言語対応を

現在、港区が発行している観光情報発信ツールには、日本語・英語の2ヶ国語対応と、加えて中国語・韓国語まで4ヶ国語対応しているツールが約半分ずつあります。港区で開発した携帯アプリの利用状況を見ると、英語と中国語の需要はほぼ同数ありました。このことから、日本語・英語の2ヶ国語対応しかされていないツールの早急な中国語対応を要望します。

東アジア地域からの観光客の増加に伴い、観光情報の発信・提供における中国語・ハンデルでの対応が重要となっております。多言語対応が不十分あるいは未着手の観光情報ツールについて、優先順位を付けながら、日・英・中・ハンデルの4か国語対応を進めてまいります。

91) インバウンド観光客を取り込む施策を

現在、港区では、区の魅力を伝える映像を作成しています。動画は視覚的に訴えることができるため短い時間で良さを伝えることができます。しかし、どんなに素晴らしい映像を作っても、ターゲットとなる人に届けられなければ意味がありません。港区へお越しいただくための映像なので、区外の日本人や・海外の方に見てもらう必要があります。そのためには国内・海外各メディアなどで放映することになります。民間のメディアでの放映は費用もかかりますが費用対効果を見て、費用をかけるところにはしっかりかけていくように要望します。

映像を用いた観光プロモーションにおいては、制作した映像をいかにターゲットに対し効果的に発信していくかが重要です。YouTube や区が設置するデジタルサイネージなどでの発信のほか、各国で視聴されている動画共有サイトでの放映、羽田空港や成田空港のデジ

タルサイネージを活用した映像発信、外国人観光客に人気があるエリアでの街頭ビジョンの活用などにより、映像を活用したプロモーションに取り組んでまいります。

③ 東京湾華火祭について

92) 東京湾華火祭の継続について

東京湾大華火祭は、多くの区民が楽しみにしているところです。

今年は72万人が見物し、港区民専用会場への3500組の入場者募集には10430通の応募があったと伺っております。

しかし、残念ながら来年以降の開催において不透明な状況が伝えられております。

区民からも開催中止を嘆く声が聞かれるところですが、華火大会の経済効果は絶大であり、地域商店街の方々から、東京湾大華火祭継続に強い要望が出されております。

また、このような大規模なイベントは、一度中止してしまうと開催のノウハウが消えてしまいます。警察や消防、関係行政とのリレーションや、警備態勢などのスキルは、新たに構築しようとしても簡単にできるものではありません。

区としても、周辺区や関係団体と連携を計り、是非とも開催継続に向け活動して頂きたく要望させていただきます。

また、お台場海浜公園において、冬季の観光の落ち込みは大きな課題です。

お台場では、冬季の観光対策として小規模な花火大会が地域の事業者によって実施されておりますが、区としても、このような民間事業者の観光支援策を支援することで、事業規模を大きくすることができると考えます。

是非とも、華火を区の観光振興策の柱として頂きたく強く要望します。

平成28年度については、すでに中止が決定されたところです。平成29年度以降については、現主催者の中央区にみなと政策会議からの要望を伝えるとともに、周辺区等との連携や活動については、今後の主催者の動向を慎重に見極めながら区として協力してまいります。

また、地域で主体的に実施されている花火大会などのイベントについては、区が発行する観光情報誌や港区観光協会のホームページなどで紹介し、観光客誘致に繋げてまいります。

④ 店街振興について

93) 商店街振興の充実を

プレミアム付商品券ですが、今年度は、ミーモでの販売の拡大や販売所の拡大等をされました。まだまだプレミアム付商品券を知らない区民の方々がたくさんいます。プレミアム付商品券を購入し、区内商店街で商品を購入してもらうためにも、周知方法の見直し含めて検討を求めます。多くの区民が利用しやすい商店街振興策をお願いいたします。

プレミアム付き区内共通商品券の発行に際しては、区の広報紙や港区商店街連合会のホームページでの掲載、区内掲示板でのポスター掲示、新聞折り込みなど、広く区民への周知に努めております。あわせて、インターネットでの事前予約や、販売所の増設など、購入者の利便性向上にも努めております。

今後も引き続き、より多くの区民の皆さんにプレミアム付き区内共通商品券を購入いただけるよう、効果的な周知方法を積極的に取り入れていくとともに、販売方法の工夫、改善を重ねてまいります。

94) 地場産業のPRをすすめていくこと

今年度はミーモで地場商品の販売をし、発信をしてきました。

しかしながら、港区ではまだまだ地場産業が多くあります。来年度は、ものづくり・商業観光フェアも開催されることから、港区の伝統工芸、製造業、ものづくり産業の紹介に力をいれ、観光マップにも盛り込むなど、地場産業の支援をすすめてください。

区では、港区産業団体連合会や港区商店街連合会、東京商工会議所港支部、東京中小企業家同友会港支部などで構成される、港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会と港区の共催により、隔年で「ものづくり・商業観光フェア」を実施しております。

また、区が発行する中小企業応援情報誌「こうりゅう」や観光情報誌「ハレノヒ」などを用いて、区内地場産業を広く紹介してまいります。

九 防災について

① 災害情報について

95) 災害情報の伝達方法の改善を

近年、箱根山の噴火や阿蘇山の噴火、また、チリ沖地震の津波、台風など、様々な自然環境が及ぼす災害がおきています。

台風 18 号接近に伴い、港区に、大雨、洪水、雷、強風、波浪注意警報が発表され、大雨警報には土砂災害が発表されたことで、4,448 世帯、7,677 人に対して避難準備情報が発令されました。この発表は、防災行政無線、防災情報メール、港区公式ホームページ等において情報配信されましたが、公式ホームページに障害が発生して、多くの方々に混乱を生じさせました。また、チリ沖地震では、お台場海浜公園に避難指示が発令されました。

災害時においては、防災行政無線からの情報は、区民の方々の命に係わることであり、台風 18 号の際には、全く無線が聞き取れないという声も多くありました。港区では、聞き逃した場合は、電話でも無線と同じものを案内しております。しかし、災害時の発令は、第一段階として無線で流れてきた情報に耳を傾けます。高層の建物が多い港区では、住居内にいると聞き取れないケースも多いです。

そこで、この防災行政無線の情報を確実に区民に伝える手段として、メールの登録も有効ですが、メールだけではなく、防災行政無線の改善を含め、災害時にすべての区民に情報がいきわたるようにして下さい。

防災メールへの登録を促進するためには、住民登録や出生届など、区の窓口などにアクセスした際に、必ず勧めるなどの徹底した対応が必要だと思えます。また、災害時の情報サイトを、区の HP へのアクセス過多でダウンしないよう、別の場所に持っていくなど、改善が必要です。前倒しでサーバ更改業務を実施されたそうですが、やはり「アクセスできない」という苦情を多数受けました。

また、災害対応時に区役所の代表電話が繋がらないというのは問題だと思えます。課長に状況確認しようと思って代表電話に電話をかけたら、時間外のテープ対応になりました。台風などの災害予測がある際には、非常時として区の代表電話を開設しておくなどの対応が必要かと思えます。

防災行政無線の難聴対策として、平成 27 年度にCATV回線を活用して区民の住戸内で防災行政無線放送を聴くことができるしくみを整備し、港区防災行政無線難聴対策助成事業を開始しました。本事業や防災情報メールは、防災行政無線放送を補完する重要な情報伝達手段であることから、今後も、広報みなとや区ホームページへの掲載、パンフレットの配布など、多様な手段を講じて周知を図ってまいります。

区ホームページについては、平成 26 年度サーバ更改業務を前倒しで実施し、平成 27 年 2 月からは、複数のサーバを配置、運用しております。今後は、ホームページへのアクセス負荷軽減に向け、防災情報メールの文面上に避難勧告等の発令対象区域を明記するなど、ソフト面での対応を含め、検討してまいります。

災害時の電話対応については、現状、電話回線数を増やすことは困難なことから、台風などの事前に災害が予測できるものは、防災情報メールや港区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、Lアラートなどを活用し、区民の皆さんに適宜情報提供を行うなど、電話での対応件数を極力減らせるよう努めてまいります。

96) 集中豪雨への対応の改善を

夜間に土砂災害警報情報が発令された場合、区の早急な対応、マニュアルの改善を早急に行い、区民への的確な情報提供をお願いいたします。

平成 27 年 7 月に定めた区の避難勧告等の発令基準では、夜間に大雨や台風の接近が予想される場合には、区は、日没までに避難準備情報を発令し、区民の皆さんに避難の準備をお願いすることとしています。夜間に土砂災害警戒情報が発表された場合には、発令基準に基づいて避難勧告を発令しますが、不安を感じられる区民の方は暗くなる前に避難いただけるよう、避難施設を早期に開設するなどし、区は早めの情報提供に努めてまいります。

② 総合防災訓練について

97) 総合防災訓練の改善について

区が主催する総合地区ごとの総合防災訓練は、毎回、町会自治会の同じ顔ぶれの方々が参加し、同じ訓練をしていらっしゃるようですが、本当に必要なのは、町会自治会に所属していない 9 割の区民にいかに参加してもらうか、ではないでしょうか。

特に、9 割が集合住宅に住んでいることから、集合住宅住民向けの防災訓練が必要です。ペット同伴の避難訓練や、小さな子供がいる世帯向けの訓練、外国人対応の訓練など、さまざまな工夫が考えられます。区内企業に呼びかけて、企業からも人を派遣してもらって、帰宅困難者のための防災訓練を行ったり、協賛してもらい、広報を手伝ってもらったり、協賛品をお土産にすることで、より多くの区民に参加してもらうことも可能だと思います。

各地区で実施している地域総合防災訓練については、東日本大震災以降、区民ニーズも高まっていることから、幼稚園、小・中学校、大使館、周辺事業者等に直接働きかけ、今まで参加していない方の積極的な参加を促進するなど、毎年、各地区において訓練内容に工夫を重ね実施しております。

芝地区では、慈恵看護専門学校の学生、御成門中学校や芝商校の生徒が参加者に対して資器材の取扱説明や血栓予防体操を行うなど、地域事業者等との積極的な連携を進めております。

麻布地区は、外国人が多いことから大使館に直接、働きかけをして、より多くの外国人の方々に参加していただけるよう取組みを行うとともに当日外国人向けの防災訓練ツアーを実施しております。

赤坂地区では、大使館、国際交流協会と連携し訓練参加を呼び掛けるだけでなく、ホテル・レストランに英語表記のチラシを配布し呼びかけを行いました。また、赤坂親善大使

(マスコット)が管内小学校に参加呼びかけを行ったり、消防少年団がロープ結束を実演したりと子どもの訓練参加にも力を入れております。

高輪地区では妊産婦や乳幼児を対象とした家庭の防災対策のブースや子どもコーナーを設置し、若い世代の参加を促しております

芝浦港南地区では、地区内の小・中学校の全児童・生徒および区立幼稚園のPTAが積極的に訓練に参加するなど、町会・自治会未加入の外国人や子育て世代など幅広い方々の参加を得られるよう、新たな取組を実施しています。

なお、帰宅困難者のための訓練については、駅周辺の民間事業者、警察・消防、鉄道事業者、ライフライン事業者及び行政機関からなる区内にある8つの駅周辺滞留者対策推進協議会（JR品川駅・田町駅・浜松町駅・新橋駅、東京メトロ白金高輪駅・六本木駅、赤坂青山地域、台場地域）において、災害時の混乱防止と滞留者の安全確保のための訓練を定期的に行っており、メディアにも広く取り上げていただいています。

今後も、より多くの区民参加を促進する工夫をしていくとともに、様々な機会を通じて、普及・啓発を行い、さらなる地域総合防災訓練の充実を図ってまいります。

③ 防災施設の見学会について

98) 防災施設見学会の主催を

区では津波ハザードマップの配布や、海拔表示板が設置され、区民の津波に対する防災意識啓蒙は進んでいます。しかし、警戒意識の啓蒙は危機意識を悪戯に煽る結果ともなりかねないことを懸念します。港区の沿岸が水門や防潮堤によって守られていることを知っている区民は少ないです。

避難に対する危機意識の啓蒙を行うと同時に、これらの防災施設を見学する機会を積極的に区は行うべきと考えます。

区の津波ハザードマップには、防潮堤等の海岸保全施設が健全な場合と、海岸保全施設が損傷して機能不全となり、さらに液状化も発生するような場合の2つの浸水想定を記載しています。

区民の皆さんに、正しい知識のもとに危機意識をもっていただけるよう、防災施設を所管する関係機関などの協力を得ながら普及啓発を行ってまいります。

④ 消防団について

99) 消防団への支援拡充を

消防団員は、年々減少傾向にあり、充足率を満たすことはできません。

この団員を増やすためには、消防団への入団の呼びかけをさらにすすめていく必要があります。呼びかけるとともに、消防団の活動も周知していく必要があります。団員を増やすために、成人のつどいに、新成人に消防団の活動を団員が話すことにより、消防団への理解を深めてもらうなど、新たな消防団員の確保策を行っていただきたいと考えます。

また、安心して訓練できる場所の確保と資機材の充実をお願いいたします。区立芝公園は、団で要望すればポンプ操法の訓練に使用できるとされていますが、そのためには、区立芝公園にポンプ等の資機材の配備をお願いいたします。また、各分団の資機材の充実については、東京都に働きかけてください。

女性が消防団員として活動していくには、家事や育児・介護や仕事との消防団活動との両立が必要で、そのためには家族の理解、職場の理解が必要です。こういった課題についても、消防団員を確保していく区として解決していかなければなりません。

女性消防団が何を必要としているのか、どんな支援が必要なのか、こういった声を聞く場所を区としても設定し、女性消防団の交流会等の開催をお願いいたします。

港区の「成人の日記念のつどい」は、港区・港区教育委員会・港区選挙管理委員会の主催で実施していますが、その内容については、主役である新成人を中心に実行委員会を組織し、事前に協議を重ねているものです。「成人の日記念のつどい」は、例年2時間という短い時間の中で開催していることから、消防団員の方が直接消防団活動を紹介することは困難です。平成28年は、短い時間ですが、区からのPR時間を使って消防団への入団を呼びかけました。

訓練場所の確保につきましては、東京消防庁がその役割を担っておりますが、区立芝公園のほか、港南緑水公園やみなとパーク芝浦にも訓練ができる場所を整備するなど、区もできる限り協力しております。

また、可搬ポンプの区立芝公園への配置や各分団の資機材の充実につきましても、東京都の規則により、特別区消防団が使用する設備資材の整備や管理は、東京消防庁が担うことから、役割分担として、区はこれまでも消防用ホース等の消耗品の助成を行ってまいりました。可搬ポンプを含めた資機材の充実につきましては、消防署に要請してまいります。

女性団員がさまざまな課題を抱えながら活動されていることは認識しております。基本的には、消防団を所管する東京消防庁の団員処遇の問題と考えますが、東京消防庁も退団者の減少を課題としてあげていることから、消防署へ交流の機会を設けるよう働きかけるとともに、区内4消防団と消防署を交えた意見交換会や親睦事業などの機会をとらえ、女性消防団への支援策について検討してまいります。

十 環境について

①国産木材の利用について

100) 国産木材の利用促進を

建物建築時の二酸化炭素固定認証のような大がかりな取り組みに加え、小さな個別需要の喚起を図る工夫もお願いします。現在、エコプラザや商工会館でみなと森と水ネットワーク会議参加自治体の木製品を紹介する取り組みもスタートしていただきましたが、様々な機会を通じて国産木材の利用が進むよう取り組みをお願いします。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度は、建築時の家具等も二酸化炭素固定量の対象としていますが、さらに小規模オフィス、店舗等への制度拡大を図るため、平成25年9月に施行した「港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度」では、テナント入居時の内装、家具等についても二酸化炭素固定量認証の対象とすることにより拡大に努めています。

また、毎年2月から3月にかけて実施している「みなと森と水会議」の期間中、本庁舎一階ロビー及びエコプラザにおいて、みなと森と水ネットワーク会議参加自治体の木製品、特産品などの紹介とパンフレットの配布を行なっています。平成26年度からは、ちいき百貨展という名称でこれらの常設展示をエコプラザ及び商工会館で実施しています。

さらに、建築関係者に向けたみなとモデル二酸化炭素固定認証制度の周知・啓発のため、東京ビッグサイトで開催される建築・建材展にみなと森と水ネットワーク会議のブースを出展するとともに、エコプラザにおいて、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度対応の「木材製品展示会」を開催し、都市建築物における木材利用を進めるための理解促進に努めております。

今後も、みなと森と水ネットワーク会議参加自治体との連携を深めるとともに、区民へのPR活動に努めてまいります。

101) 「みなと森と水ネットワーク会議」参加自治体との交流推進を

「みなと森と水ネットワーク会議」参加自治体と、住民同士の交流を積極的にはかっていくとよいと思います。たとえば、旧飯倉小学校が山形県舟形町と、毎年、子供同士のホームステイ体験を行っていたように、区立小学校の児童と、参加自治体の小学校の児童が相互交流できるような仕組みをつくり、林業の実態を学んだり、港区のこうした取り組みの意義を実地体験で学ぶことは、環境教育や社会勉強としても、非常に意味のあることだと考えます。都市の田舎のない子供たちにとって、田舎の生活を経験することは、人生に

大きな影響をもたらす貴重な経験となります。また、学校を通じた子供同士の交流を通じて、港区の「みなと森と水ネットワーク会議」の取り組みが、一気に区民に認知されると思います。

現状では、非常に素晴らしい先進的な取り組みであるにもかかわらず、一部の関心のある区民以外には広く知られていない実態があります。また、そうした交流から、いま、日本の切迫した課題でもある都市と地方の支え合いの形に対して、新しいアイデアが生まれ、てくる可能性もあると思います。

区では、みなと区民の森をフィールドとして、区内の小学生を対象に林業体験や環境学習を実施しています。また、あきる野市との環境交流事業も行なっており、港区の小学生のあきる野市での野菜の収穫体験、あきる野市の小学生の芝浦運河でのボート体験などを実施しています。港区からの距離の関係もあり、あきる野市との交流に留まっていますが、みなと森と水ネットワーク会議参加自治体の自然、文化、歴史などを広く区民に紹介する中で、より一層の交流の促進を図ってまいります。

②再生可能エネルギーについて

102) 再生可能エネルギーの利用促進を

太陽光発電や下水からの集熱やコージェネ発電などの割合を増やして、送電時のロスが小さいエネルギーの地産地消を進めてください。

東京都の「ソーラー屋根台帳」のように、補助金を与える方向ではなく、都や区がこうした屋根を借りて太陽光発電パネルを設置し、発電事業者として民間に販売し、屋根の地代は、売電収入から出すなど、新しい発想で再生可能エネルギーの利用促進をはかっているように、区民等からのご意見を伺い、検討を進めたいと考えています。

区は、平成 25 年 3 月に改定した「港区地球温暖化対策地域推進計画」における基本方針として、「少ないエネルギーで安全、安心、快適に暮らせるまちづくりを進める」ことを掲げています。この方針に基づき、自立分散型エネルギーとしての再生可能エネルギーやコージェネレーションの導入を推進していきます。

東京都の「ソーラー屋根台帳」は、都内にあるそれぞれの建物がどのくらい太陽光発電システムや太陽熱利用システムに適しているかを表示することで、建物所有者に各システムの導入の検討を促すことを目的としています。区でも、太陽光発電システム等の設置を検討されている区民等からの問い合わせに対し、検討材料の一つとしてご案内しています。

また、東京都では、太陽光発電事業者と屋根貸しを希望する建物所有者をマッチングす

る「屋根貸し」マッチング事業を行っていますが、採算性の面から思うようにマッチングが進んでいないと聞いています。太陽光発電事業を行うことは考えておりませんが、地球温暖化を抑制するため、再生可能エネルギーの普及を促進することは重要であり、区は引き続き普及啓発及び導入支援に取り組んでまいります。

③ポイ捨てについて

103) ポイ捨てによるごみの量の把握と効果検証について

港区では、きれいで清潔なまちづくりをめざし、平成 26 年に「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」を施行しました。環境美化推進重点地区を指定し、ゴミのポイ捨て防止キャンペーンなどを実施していますが、それぞれの施策がどの程度の効果を上げているのかは実証できていません。

より正確に地域ごとの散乱ごみの傾向、そして各施策の有効性を調査してデータ化することで、既存のごみのポイ捨て防止施策の改善が図られます。

港区においても既存のアプリや測定システムを活用し、区内のごみの量を測定するべきだと思います。具体的な数値や推移を出すことで、問題の「見える化」につながり、今後の指標も立てやすくなります。また、区などが実施する施策の前後に調査を実施すれば、その効果測定も行うことができます。さらに、地域に暮らす人々にとっては、自主的に清掃活動を行うモチベーションの向上にもつながるでしょう。加えて、街の美化活動につながるアイデアソンなどを実施し、行政と区民が一体となって街の美化活動に関するアイデアを考え、実施するのが理想だと思います。

区は、平成 9 年に「港区を清潔できれいにする条例」を制定し、平成 15 年には「みなとタバコルール」の試行実施、平成 18 年からは各総合支所を中心とする環境美化・タバコルールの推進に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、条例制定当初は努力義務で禁止していた歩行喫煙が激減したほか、地域ぐるみでの美化活動やキャンペーンが地域に着実に根付くなど、多くの区民、事業者の理解、協力のもと環境美化推進に大きな成果を上げております。

各地区における自主的な環境美化意識の向上や区の施策効果を客観的に示すためのデータ把握につきましては、データと施策効果との相関性、費用対効果等を検証し、適切な手法を検討してまいります。

④たばこルールについて

104) みなとタバコルールの一部罰則化の導入を

路上にポイ捨てされたタバコの吸殻を口に入れないよう保護者が子どもを監視することは比較的容易ですが、子どもを自由に遊ばせる場所である公園において、タバコの吸殻を口に入れないよう、保護者が子どもを常時監視することは困難です。タバコの吸殻は子どもが口に入れると、重大な健康被害が発生する可能性があります。このような危険な事態を誘発しかねない、公園でのタバコのポイ捨ては、路上等でのタバコのポイ捨てと比べ、より悪質であり、このような行為には罰則を持って対処すべきです。

また、喫煙禁止区域においてみなとタバコルールの巡回指導員の方は巡回、違反者を見つけた場合、指導をしておりますが、巡回指導員の再三の制止も聞かず、喫煙を続ける、または、巡回指導員に対して挑発するような態度で、巡回指導員の目の前でタバコのポイ捨てを行うという方もいらっしゃるようです。こういった極めて悪質な喫煙者にも、罰則をもって対処する以外ありません。

タバコの喫煙・ポイ捨て等について、罰則規定がない区は23区のうち港区も含め、9区しかありません。公園でのタバコのポイ捨てや、巡回指導員の再三の指導を無視する、悪質な喫煙者には、例外的に罰則をもって望むよう求めます。

みなとタバコルールは、平成15年に取組を開始して以来、これまで各地域の住民、事業者、団体の皆様と区との協働による取組を基本姿勢として取り組んでまいりました。

長年の取組の成果として喫煙者のマナーが改善した一方、ルールを守らない喫煙者への対応は特に重要な課題となっております。

公園や特定の地域における取組につきましては、きめ細かな巡回指導に加え、一定期間継続した重点指導を実施するなど、さらに取組を強化してルールの徹底に努めてまいります。

今後も、みなとタバコルールの周知・啓発の充実、指導員による指導の充実、喫煙場所の整備拡充を多角的に進め、地域との協働によるみなとタバコルールの推進に取り組んでまいります。

⑤ 放射能検査について

105) 放射能検査の継続を

東日本大震災以降が続いている事業で、この検査は区民の安全安心にかかわる根幹でもあります。放射能汚染がまだまだ続いている状況の中で、来年度も放射能検査の継続をお願いいたします。

区は、港区放射能・放射線対策対応方針に基づき、引き続き、小・中学校、保育園等で

提供している給食・牛乳の放射能測定や、小・中学校、幼稚園、保育園、公園等での放射線量測定を実施し、区民への適切な情報提供に努めてまいります。

十一 動物愛護について

① 地域猫活動について

106) 地域猫活動への支援の拡充を

地域猫活動に対し区がさまざまご努力いただいていることは認識していますが、去勢不妊手術への助成額の増額、譲渡会の支援など、活動している方の立場に立ったさらなる支援をお願いします。

地域猫活動については、活動の趣旨の普及啓発を進め、正しい地域猫活動が地域の理解を得て発展するよう、地域猫活動に関わる方々の活動の支援をしてまいります。

補助金の増額については、平成 25 年度に猫の不妊・去勢手術の補助金申請者の負担費用の実態を調査したところ、実際の手術費用が補助金額内で納まっている率が比較的高いことが認められました。平成 26 年度の状況も調べましたところ、ほぼ同様でした。

今後も手術補助の執行数や苦情件数の状況等を踏まえ、慎重に検討を行ってまいります。猫の譲渡については、東京都動物愛護相談センターの譲渡事業を積極的にPRしてまいります。民間団体が行う猫の譲渡会の支援に関しては、民間団体の信頼性の確認等について難しい点があり、今後の検討課題としてまいります。

② ドッグランについて

107) 芝浦港南地区以外のエリアにもドッグランを

麻布からの請願は全会一致で採択されました。犬を飼っている方、飼っていない方、好きな方、嫌いな方など、すべての立場の方にプラスになるよう、ドッグラン設置により、すみわけや、飼い主のモラルの向上など総合的な見地からの設置促進をお願いします。

「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」に基づき、区立公園に加えて、都立公園やその他のオープンスペースの利用も視野に入れ、公園利用者、また近隣住民の皆さんとの合意を図りながら、ドッグランの設置を検討してまいります。

十二 区の情報戦略について

① 区政情報の発信について

108) 区政情報のよりわかりやすい発信を

先般出された行政経営方針でも「情報伝達の仕組みの工夫」が述べられています。区が行っているさまざまなサービスの情報が必要としている方にきちんと届くよう、広報手法のさらなる工夫を望みます。

具体的には、スマートフォンアプリを活用したプッシュ型の広報や広聴、ネット上の情報サイトの整理と改善です。

「子育てサイト」はずいぶん見やすくなりました。「介護サイト」「防災サイト」など、それぞれ、より見やすい内容にしてください。

また、区内で活動する NPO の情報や区民の協働情報、町会・自治会の活動情報などもまとめてもらうサイトを、民間に委託してつくってもらい、リンクさせるなどの試みが必要だと考えます。

現在、区では、多岐にわたる区の情報について、そのサービスを必要とする人に、わかりやすく、迅速に、お知らせするため、広報みなとや港区ホームページをはじめ、安全・安心に関する情報や子育て支援に関する情報、観光情報など希望した方に対する情報分野別のメールマガジンの配信や、ツイッター、フェイスブックでの災害・緊急情報の配信など、多様な広報媒体・手段により積極的に区政情報を発信しております。

区ホームページは、「いざという時のために」として緊急時や災害時に役立つ情報をまとめているほか、平成 26 年度に改修した「子ども・子育て」ページは、年齢別や施設・サービス毎に必要な情報を探せるように、構成を再構築しました。現在は、「高齢者・介護」と「障害者福祉」についてのページ構成を再構築中です。また、町会・自治会の活動情報については、各総合支所のページから各町会・自治会のホームページへリンクを貼り、紹介しております。

区内で活動する NPO 等の協働情報に関しましては、今後、紹介方法等について調整してまいります。

109) 掲示板の電子化を

町内会や区の掲示板を電子化し、より多くの人に見てもらえるような工夫をすることや、QR コードなどを付けておき、登録すれば、掲示板の情報が随時、メール送信されるようなシステムを導入すべきと考えます。区の災害情報メールの登録も同時にできると、なお良いと思います。

区が設置する掲示板等でより多くの人にわかりやすく区政情報が届くことは必要と考えております。

現在、液晶ディスプレイ等のデジタルサイネージを活用した区政情報の発信について整備を進めており、平成 27 年 12 月から「港区デジタルサイネージコンテンツ配信システム」の運用を開始いたしました。コンテンツ配信先となるデジタルサイネージは、総合支所やいきいきプラザ等に順次設置しております。

このほか、平常時はもちろん、災害時や緊急時の情報発信力を強化するため、民間事業者と連携し、災害時等に地域避難場所となる公園等にサイネージ付の自動販売機の設置を進めております。

さらに、携帯電話やスマートフォンの普及状況等も考慮し、掲示板から防災情報メールの登録サイトに誘導したり、区が掲示するポスター等に二次元バーコードを表示するなど、掲示板等の有効な活用方法について検討してまいります。

② オープンガバメントについて

110) ビッグデータを活用した保健事業の実施を

地域に住む人たちの保健に関する情報をビッグデータにして活用することで、港区における健康課題を明らかにします。さらに効果が高いと思われる対象者を抽出し、保健指導を実施することで被保険者の疾病予防や重症化予防につなげ、医療費を抑えていくというものです。

横須賀市では 7 月より、ビッグデータを使った保健事業をはじめました。市民の特定健診やレセプトの大量のデータを、個人を特定できない形で民間の機関に提供して分析を依頼。それをもとに、どんな病気にかかっている人が多いかや、どのくらい医療費がかかっているかといったことを分析します。健康や受診、医療費の状況を把握、市民の健康課題を浮き彫りにして、対策を立てるのに役立つ事業です。横須賀市では 1 人当たりの年間の医療費が県内平均より 1 割ほど高く、県内 19 市の中でトップだということで、この事業は医療費の抑制に大いに期待されているということです。

例えば、平成 24 年度の港区の国民健康保険者数は 64,140 人ですが、医療費の割合は、悪性腫瘍、高血圧性疾患、脳血管疾患の順に多く、悪性腫瘍に関しては年間約 1.3 億円がかかっています。悪性腫瘍は早期発見による治療が可能で、高血圧疾患は予防が大きな効果をうみます。これらの疾患に対し、健康診断や診療報酬明細書の情報をもとにどんな生活環境でどの年代の人がかかりやすいかの傾向をつかみ、対象者やその家族に対し予防のアプローチをかければ効果的です。医師が疾病の初期症状や対処方法の指導を行い、栄養士が食生活の改善提案をするなど地域で疾病を予防する仕組みづくりを整えれば、医療費

の抑制にもつながると考えます。

区は、現在も医師による健康相談・指導や区の健診受診者に対する生活改善指導を医師、保健師、栄養士で行っています。また、食生活改善講習会などを通して区民の生活習慣の改善を図り疾病の予防に努めています。

国は各保険者にレセプトなどのデータ分析を行い健康づくりや医療費の適正化を目指す計画策定を求めています。結果が提供された際は、結果に応じた保健事業を実施し、より一層の疾病予防に努めてまいります。

港区の国民健康保険加入者に対する保健事業については、第二期港区特定健康診査等実施計画に基づいて実施しています。国民健康保険の加入者に対しては、特定保健指導の利用勧奨通知に特定健診等のデータを活用するなど、健康増進のための施策を充実させてまいります。

③区に寄せられる要望について

111) 区に寄せられる要望の一元管理化を

広聴などに届く、一般区民からの要望、町会自治会などから支所の協働推進課が受ける要望、議員からの要望などを一元管理し、進捗状況などを整理し、内部情報でもよいので、関係者がデータとして共有できるようにすべきと考えます。

担当者による取り組みの熱意の落差解消や引き継ぎの効率化、課題の透明化が図られ、職員の仕事の効率化にもつながると思います。

区に寄せられたご意見、ご提案、苦情等は、広聴データベースにより管理するとともに担当課や関係課に迅速に伝達しております。担当課の対応状況については、原則 2 週間以内の回答期間を設定しモニタリングにより進捗管理を行っております。また、平成 26 年度からは広聴システムの機能を活用し、職員間の情報共有等の充実に努めております。

また、町会・自治会等地域からのご要望は、各総合支所・協働推進課を中心に承っております。問題の内容にあわせ他の部署とも連携しながら、迅速な解決に向けて日々努力しております。ご要望や地域の課題などは、協働推進課長会や協働推進係長会等で情報共有するとともに、業務ごとに支所担当者がノウハウを共有し、問題解決に取り組んでおります。

日常的に承るご意見・ご要望の中には、区の施策に関わることも多く、協働推進課の現場で解決できない場合は、該当支援部にその内容を伝えるとともに、支所間においても情報共有をしているところです。

今後も、区全体での情報の共有化が図れるよう、環境整備に取り組んでまいります。

十三 区政改革について

① 時間外業務について

117 112) 時間外業務の拡大を

豊島区は新庁舎開設に伴い、土日開庁を予定しています。品川区や渋谷区で実施しているのに、なぜ港区がやらないのか、という区民からのお叱りも多々受けます。働いている区民が仕事に影響を与えず手続きなどができるよう、利用者目線での利便性向上をお願いします。

時間外業務の拡大については、平成12年から区役所夜間窓口や区民センター等で住民票の写しと印鑑登録証明書の交付が受けられる電話予約サービスを実施しています。平成17年からは、自動交付機による住民票の写しと印鑑登録証明書、戸籍証明の各種証明書の交付サービスを開始しました。

窓口時間の延長につきましては、平成20年3月から各総合支所区民課で毎週水曜日午後7時までの時間延長と繁忙期の3月末と4月初めの土曜日に芝地区総合支所にて休日開庁を実施しています。さらに、平成27年2月からは、全国のコンビニエンス・ストアで住民票の写しと印鑑登録証明書、戸籍証明に加えて、課税・納税証明書、戸籍の附票の写しの交付が受けられるようになりました。

平成27年10月に社会保障・税番号制度が施行され、平成28年1月からは、個人番号カードの交付が開始されました。

国民の利便性向上と行政の効率化を目的としたこの制度の動向や区民の皆様の利用状況をふまえて時間外業務の実施について引き続き調査を進めてまいります。

② 区民協働スペースについて

113) 区民協働スペースの有効活用を

区は、平成26年3月に「港区区民協働ガイドライン」をまとめられ、策定のためにワークショップや地区別座談会、ヒアリングでの意見やアンケートを行っています。そこで、「協働の取組に求められる区の役割・区に期待すること」として、「協働について、打ち合わせや話し合う場所、各活動主体が集まって協働する場所がなくて困っている」という意見があげられています。また、「ほかの活動主体とつながるきっかけがつかめず、既存の連携を超えた新たな協働ができない状況にあるなど、各活動主体間の連携が不足している」という声が多く、「各活動主体の間にたって、協働に関する相談を受け付け、各活動主体の

協働をコーディネートし、サポートしていく中間支援機能が必要」とされています。

平成27年度の区民協働スペースの利用状況をみると、4～8月の5か月間で、芝の会議室で124件など非常によく使われている部屋もあれば、愛宕の集会室が6件、東麻布で、3件と2件の協働スペースがあり、港南でも6件の多目的室があり、ほとんど利用されていない部屋も目立ちます。

区と協働している団体であるにもかかわらず、区民協働スペースの存在自体を知らず、打ち合わせの場所がなくて困っているという相談を受けることもあります。協働したいと思っているのに、どうやって進めていいかわからない、という相談を受けることもあります。

まず、区のHP上に「区民協働スペース」の利用方法を含め、情報掲載するなどして周知をはかり、利用対象を広げ、協働したい人たちに使いやすい施設にすること。その際、どういうNPO団体が区内に存在するかなど、情報共有できるサイトなどを構築すべきと考えます。また、インターネットで簡単に、区民協働スペースの利用予約ができるシステムも必要と考えます。そこから、区との協働団体のすそ野を広げていくための効果的な取組を進めていくことが必要だと考えます。

地域の企業やNPO、など多様なプレーヤーと協働することで、解決できる地域の問題、区政の問題はたくさんあります。そうした協働を進めていくために、赤坂地区の「共育事業」のように、地域内の企業やNPO、学校やこども施設、など多様な資源を結びつけるコーディネーター役となる事務局を、民間委託して行えば、協働事業は飛躍的に発展していくものと考えます。各支所の事務局同士でも、連携するための会合を持つなどして協力すれば、支所横断的な問題の解決にもつながっていくと思います。

たとえば、プロの演奏家や芸術家、スポーツ選手などで、こどもたちにプログラムを提供したいので、保育園や幼稚園、学童クラブなどで機会をいただけないか、という相談は、頻繁に受けます。こうした人たちをリスト化し、うまく必要としている施設とつないであげるようなコーディネート役が絶対に必要だと思います。子ども関係の分野に限らず、高齢者支援でも、地域コミュニティーづくりでも、まちづくりでも、すべての分野で民間の力が必要になっています。真の協働とは、区の決めた事業がまずありき、ではなく、民間のニーズとニーズをつなぐことで新しいものを生み出していく、というものではないでしょうか。

これだけ、保育需要がひっ迫し、子供たちが園庭もないオフィスビルの一角にある保育園に押し込められている状況の中、園庭付きの恵まれた保育施設のワンフロアが、ほとんど利用のない「区民協働スペース」に占められている状況を、多くの保護者が不審に感じている現状を理解していただきたいと思います。区民協働スペースが本当にこれだけの室数必要なのか、再度、見直しをしていただきたく要望いたします。

区民協働スペースは、地域の皆さんが、地域の課題解決を図るため、区や様々な活動主

体と協働して活動する拠点として各地区に設置しており、現在、町会・自治会、防災協議会など区と協働して活動している地域の方々にご利用いただいています。

各総合支所では、会合などの機会を活用して、区民協働スペースの利用対象や利用方法の周知に努めております。

区民協働スペースの利用対象は、協働により地域の課題解決に向けた活動を行う団体であることが前提となりますが、ご指摘の周知不足については、所在地と利用方法等を記載した区民協働スペース利用ガイドの区のホームページへの掲載を行いました。

さらに利用しやすい区民協働スペースを目指し、利用可能団体の拡大や予約方法の見直し等について検討を進めてまいります。

③ 窓口ワンストップサービスについて

114) 窓口ワンストップサービスの促進を

マイナンバー制度の通知が始まりましたが、住民サービスの向上と行政事務の効率化につなげるべく早期の体制づくりを要望します。また、マイナンバー制度を活用して、窓口のワンストップサービスを実現してください。

区におきましては、総合支所に来庁された区民の皆さんが、窓口を移動することなく複数の手続や申請をすることができるよう、窓口体制の工夫等に努めております。

今後も、総合支所の窓口で、より多くの手続や申請ができるよう、総合支所の身近な区民サービスの拠点としての機能を一層充実させるとともに、総合支所のレイアウトの工夫等によりワンストップサービスを推進し、利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

また、マイナンバー制度の活用について、情報収集を進めてまいります。

④ 事業評価制度について

115) 事業評価制度で「スクラップアンドビルド」の徹底を

事業評価制度が導入されましたが、新規事業は急速に増える一方で、廃止事業がほとんどありません。事業評価制度が、事業の廃止・縮小を目的とせず、「事業仕分け」とは性質が異なることは理解しています。職員が担当の事務事業と真摯に向き合う意味がある点でも評価しています。しかし、そのためだけに、毎年、多大な事務作業が生じることについては、効率の観点からやや疑問に感じます。

常に見直しの視点を持って事業点検をしていくのであるならば、少子高齢化の時代にあつて、社会保障費が膨らみ続け、新規事業も増え続けるのですから、必要性の低い事業の

縮小・廃止を強く意識しながら進めていくべきと考えますし、縮小・廃止の意味合いが薄いのであれば、数年に1度の点検のための実施で良いように感じます。検討をお願いいたします。

事務事業評価は、各事務事業の必要性、効果性、実施手法の効率性等を評価することによって、社会経済情勢や区民ニーズ等の変化に対応するため、常に見直しの視点をもって実施しています。

このため、事業を廃止・縮小することが第一の目的ではありませんが、社会経済状況の変化により効果が薄れた事業、目的を達成した事業について廃止・縮小することは重要と考えております。また、継続評価であっても、二次評価・三次評価に上がる事務事業については、必要に応じて付帯意見を付け、所管課へ改善を促すようにしております。

今後とも継続的に事務事業評価を実施できるよう、効率的・効果的な評価方法を検討し、運用を改善していきます。

⑤ シックハウス対策について

116) 本庁舎等のシックハウス対策を

近年、建物の高气密化などが進むに従い、建材等から発生する化学物質による室内の空気汚染と、それによる健康への影響が指摘されており、これによる体調不良を「シックハウス症候群」と言います。その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によって様々です。また、シックハウス症候群は個人差が大きく、同じ部屋にいても、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。

この問題を受けて厚生労働省では、平成9年から実態調査においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンなど、特に建物内における高濃度で検出された13の化学物質について、望ましい環境の目安として室内濃度指針値を定めています。また、平成15年には建築基準法が改正され、建材をホルムアルデヒドの発散速度によって区分し、使用を制限するとともに、換気設備の設置を義務付けました。

こうした取り組みにより、近年シックハウス対策は大きく改善しましたが、一方で、平成22年7月に建設された衆議院・参議院の議員会館に入居した議員の一部から、シックハウスの症状を訴える声が上がリ、問題となるなど、必ずしも万全の対策が採られているとはいえません。

平成28年1月から港区役所本庁舎およびこの港区議会棟の大規模修繕工事が開始されますが、本工事は通常業務を行う傍らで工事を施工するというもので、シックハウスの発症が特に危惧されます。区役所や区議会において働く職員や、訪れる区民の方々にシックハウスの症状が出ることのないよう、工事に使用する建材にはなるべく化学物質の含まな

いものを選定するとともに、適切な場所に換気設備を設置するよう計画し、改修後には快適かつ十分な換気が行える室内環境を整備するなど、万全の対策を取るよう求めます。

港区役所庁舎、議会棟の大規模改修工事におけるシックハウス対策といたしましては、工事着手前に施工計画書を作成し、工事で使用する主要材料をはじめ、接着剤や塗料といった副資材に至る製品安全データシートで安全性能のチェックを実施いたします。

また、工事中の養生方法や送風機などによる換気方法についても十分に検討し、実験的に施工・測定をしてシックハウスの影響についても検証いたします。

庁舎、議会棟に訪れる区民等、議員、区職員にシックハウスの影響が出ないように、万全な対策に努めてまいります。

⑥ 自治体間交流について

117) 自治体間交流の推進を

災害対策や環境保全といった、一面的に限定された目的のために結ぶのではなく、より効果的な「複合型の自治体間連携」を進めて欲しいです。これまでの関係をより発展させる形で、平時から継続的な連携体制を取っていくのはいかがでしょうか。その際、他の自治体の事例を見習うとともに、職員の課や担当を超えた横断的な組織を設け、分野にとられない複合的な連携を目指すなど、双方にとって効率的な体制であるのが望ましいと考えています。

区は、各総合支所を中心に、歴史上のつながり等をきっかけとして始まった全国各自治体との交流を生かし、住民同士がお互いの地域を訪れ、豊かな自然を体験したり、商店街同士の交流により、新たなまちの魅力発見につなげるなど、自治体間相互の交流・連携を図ってきました。

それぞれの取組を有機的に関連させるため、様々な部署で個々に行われている自治体間連携について、新たな連携手法の構築を図り、交流・連携に関する窓口機能を備えた一体的に推進する組織体制を整備します。

また、区が目指す自治体間連携の姿を明確にするため、取組みの位置づけや方向性を示す自治体間連携推進計画の策定を検討します。

さらに、区の自治体間連携の取組や実績を広く区民に周知するため、自治体間連携シンポジウムの実施や、自治体間連携の実績をまとめた交流誌を作成し、自治体間の連携が生み出す効果や可能性を区民に広めます。

今後も、様々な分野で、互いが持つ地域資源やまちの魅力を生かしながら、全国各地の自治体との交流・連携を強化することで、自治体相互の活性化や、区民生活を豊かにして

いくことを目指してまいります。

十四 総合支所制度について

118) 体制の円滑化について

総合支所制度が進み、地域住民と協働した区政が展開されることは良いことだと思いますが、分権を進めていく分、支援部に今まで以上に情報が集まるようにし、全体を見通せる情報が共有されるような仕組みをつくらなければ、コントロールが効かない非効率的な組織になっていくことが危惧されます。支援部による情報コントロールの強化が必須だと考えます。また、区民にとって、区役所を身近に感じるとしたら、よく事情を知っていてくれる専門家的な職員がいてくれる、ということです。担当が頻繁に変わるようでは、区民との信頼関係はなかなか築けないように思います。専門家の育成も必要だと思います。

支援部による情報コントロールの強化について

区役所・支所改革により、総合支所は、地域の課題の解決及び身近な区民サービスの拠点としての役割を、支援部は、総合支所を総合的に支援する組織としての役割を担い、双方が連携・協力した区政運営を推進しております。総合支所中心の区政運営の推進には、総合支所及び支援部双方が、地域の課題を解決するために情報を共有するなど、十分に連携するとともに、それぞれの役割を果たすことが重要です。

今後とも、総合支所及び支援部の機能の充実を図り、区民に信頼され、身近で便利な区役所・支所の実現を目指してまいります。

専門家の育成について

職員が担当する業務に習熟し、区民との協働による課題解決や区民に寄り添ったサービス向上を一層推進するため、平成 28 年度の定期異動から、総合支所及び支援部における人事異動の基準を原則 5 年（新規採用職員を除く）としました。引き続き、専門性を備え、区民に信頼される人材の育成に努めてまいります。